第3期 函南町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月 函 南 町

目次

第1章 計画の策定にあたって	. 1
1 子ども・子育て支援事業計画とは	. 1
2 計画策定の背景と目的	. 1
3 計画の位置づけ	. 3
4 計画の期間	. 4
5 計画策定の方法と体制	. 5
6 子ども・子育て支援法に基づく計画への記載事項	. 7
7 持続可能な開発目標(SDGs)との関係	. 9
第2章 こども・子育てを取り巻く現状	10
1 統計データから見た現状	
2 アンケートから見た現状	
3 第2期計画期間の進捗状況	
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	
2 計画推進の基本的な視点	
3 計画の体系	32
第4章 施策の展開	33
基本目標1 地域における子育て支援の拡充	33
基本目標2 ライフステージを通した親と子の健康づくりの推進	
基本目標3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	40
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	43
基本目標 5 職場生活と家庭生活との両立	
基本目標 6 こどもの安全の確保	46
基本目標7 困難を抱えたこどもと家庭へのきめ細かな取り組みの推進	48
基本目標8 経済支援	51
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の見込みと確保方策	۲2
第5章 教育・保育及び地域子とも・子育で文版事業の利用の先込のと確保力策・・・・・・・・ 1 利用の見込みと確保方策の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 教育・保育事業の利用の見込みと提供体制の確保方策	
2 教育・保育事業の利用の免込みと提供体制の確保力泉	
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項	
第6章 計画の推進と進行管理	81
1 町民や関係機関等との協働	
2 計画の進行管理及び評価方法	82
資料編	83

「こども」の表記について

令和4年9月15日付で内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室が発出した事務連絡『「こども」表記の推奨について(依頼)』では、今後の行政文書では特別な場合を除き、 平仮名表記の「こども」を活用していくことを各府省庁に通知しています。

(特別な場合の判断)

①法令に根拠がある語を用いる場合

例:公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」

②固有名詞を用いる場合

例:既存の予算事業名や組織名

③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

本計画では、国が示した表記方法を準用し、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。(特別な場合の判断についても、国と同様の取り扱いとします。)



計画の策定にあたって

1 子ども・子育て支援事業計画とは

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国が示す基本指針に即して、それぞれ5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています。計画は、教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業の量の見込み(利用者ニーズ)並びにそれに対応する提供体制の確保の内容(確保すべき量)及び実施時期について定めています。

2 計画策定の背景と目的

我が国のこどもたちを取り巻く社会環境を見ると、少子高齢化や核家族化の進行により ライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひき こもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべ き課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・ 孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを目的としています。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求が非常に重要であるとされています。

函南町では、これまで子ども・子育て新制度のもと、平成27年度から5年間を計画期間とする「函南町子ども・子育て支援事業計画」を、また、令和2年3月には「第2期函南町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもの健やかな成長と保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備するため、町が取り組むべき対策と達成しようとする目標等を明らかにして計画的に推進してきました。

また、第2期計画の中間年にあたる令和5年3月に、計画期間中における人口動態の変化や利用実績等に基づいて各種量の見込みや提供体制に係る内容の見直しを行いました。

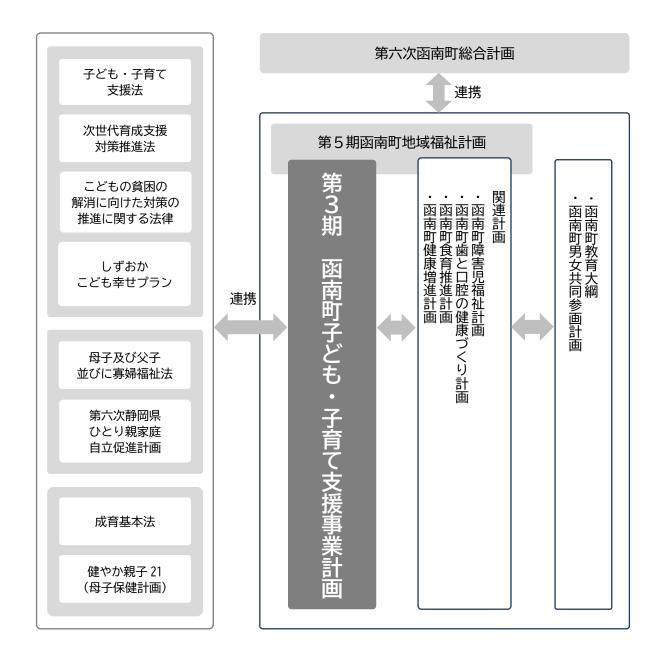
さらに、保育の必要性の認定に関する保護者の就労時間要件の引き下げや就労状況の多様化により保育需要がさらに高まることが想定されることから、本計画期間における内容を補完し、幼児教育・保育の確保のために必要な施設の整備方針を定め、効率的な運営に向けて施設の適正配置や再編を検討するため、令和6年3月に、「函南町教育・保育施設整備基本方針」を策定しました。

この度、令和6年度をもって第2期計画期間が満了となること、同時に国の基本方針の 改定や様々な法改正、社会情勢の変化に対応するため、令和7年度から令和11年度までを 計画期間とする「第3期函南町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画は幼児教育・保育の確保を目的とした整備計画の役割に主眼を置きますが、函南 町内すべてのこどもと、その家庭を中心にこども・子育て支援に関わるすべての町民を対 象としています。また、本計画における「こども」とは乳幼児だけでなく学童期、青年期 を含めた18歳以下の児童すべてを指すものであり、それぞれの成長段階に応じた切れ目な い支援を推進するための指針となる計画として策定します。

3 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の「自立促進計画」、国の「健やか親子21(母子保健計画)」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、新・放課後子ども総合プラン等、関連法や計画の指針をもとに、函南町の施策を体系的に示すものです。なお、本計画の策定にあたっては、上位計画である「函南町総合計画」、「函南町地域福祉計画」と整合、連携を図るほか、「函南町健康増進計画」等の関連計画との整合、連携も図ります。



計画に関連する根拠法の抜粋

子ども・子育て支援法(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

4 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。また、計画の期間中であっても、関連法の改正や社会情勢の大きな変化など、計画の見直しが必要と思われる場合には計画の最終年度を待たずに計画の見直しを行います。

計画期間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
函南町 総合計画	第六次記(後期基本	>		次期	計画	
函南町 地域福祉 計画		第5期記	十画		次期	計画
函南町 子ども・子育て 支援事業計画		ģ	第3期計画			次期計画

5 計画策定の方法と体制

(1)函南町子ども・子育て会議の開催

本計画の策定に際し、子ども・子育て会議を開催し、本計画の内容について協議・検討を行いました。子ども・子育て会議委員は、町民代表、学識経験者、こどもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員で構成されています。

① 第1回函南町子ども・子育て会議

開催日:令和6年11月20日

議 事:第3期函南町子ども・子育て支援事業計画(素案)について

② 第2回函南町子ども・子育て会議

開催日:令和7年3月7日

議 事:第3期函南町子ども・子育て支援事業計画(案)について

子ども・子育て会議の位置づけ

子ども・子育て支援法第72条第1項(市町村等における合議制の機関)

- 第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、 審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
 - 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項 を処理すること。
 - 二 特定地域型保育業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項 を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を 処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施 状況を調査審議すること。

(2) アンケート調査の実施

計画の策定に先立って、令和6年2月に就学前児童の保護者、小学生の保護者に対して 現在の就労状況や幼児教育・保育サービスの子育て支援サービスの利用状況、利用意向に ついて把握することを目的としたアンケート調査を実施しました。回答いただいた調査結 果は、本計画における各種サービスの提供に関する量の見込みの試算のほか、地域の課題 や要望を踏まえ、施策・事業の方向性を検討するための基礎資料として活用しました。

① 調査期間

令和6年2月15日~令和6年2月29日

②調査方法

郵送配布・郵送回収(※対象者は無作為抽出)

③ 調査対象者

就学前児童の保護者600世帯、小学生の保護者600世帯

(3) 庁内ヒアリング

こども・子育て支援に係る施策・事業の進捗状況を把握するため、庁内の関係各部門に ヒアリング調査を実施し、第2期計画における各施策の総合評価及び課題と今後の方向性 を検証し、本計画のこども・子育て支援の施策展開の整理に反映しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画への町民の意見を収集し、最終の計画に反映するために、次の要領でパブリックコメントを実施しました。

◎募集期間:令和7年1月22日~令和7年2月20日

◎募集方法:町ホームページに掲載

6 子ども・子育て支援法に基づく計画への記載事項

(1)必須記載事項

- ①教育・保育提供区域の設定
- ②各年度における区域ごとの幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③各年度における区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(2) 任意記載事項

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
- ②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との 連携
- ④労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の 整備に関する施策との連携

(3)「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」

こども基本法第10条において、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を 勘案し、「市町村こども計画」の策定が努力義務とされています。

項目	「子ども・子育て支援事業計画」	「市町村こども計画」
計画の目的	●質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域子ども・子育て支援事業の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ること。 ⇒「子ども・子育て支援制度」を推進していくため、質の高い教育・保育の提供体制をどのように整え、どのような子育て支援を進めていくかを決めるための計画	●心身の状況や環境にかかわらず、将来に わたって幸福な生活を送れる社会を実 現できるように、また、こどもが一人の 個人として尊重され権利が擁護される ように、こども分野に関する様々な施 策・事業に統一的に横串を刺す。 ⇒こども分野の「総合計画」に該当
計画の内容	 ■国の基本指針に即して、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、以下3点を定める。 ① どの程度のニーズがあるのか ② そのニーズをどの程度満たすのか(=確保の内容) ③ ニーズを満たすための施策をいつ実施するのか 	 ●市町村が実施する「こども施策」に関すること。(要点は、以下の4点) ① 出生からおとなまでの成長に対する支援 ② 就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援 ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備 ④ ①~③と一体的に進める必要のある施策
根拠法令	●子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項 ⇒ <u>策定義務</u>	●こども基本法第 10 条第 2 項 ⇒ <u>策定努力義務</u>

7 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

日本としても、また地方自治体においても積極的な推進に取り組んでおり、この計画に おいても、その理念に基づき、各施策・事業を進めます。

○本計画に関連する主なSDGSの目標





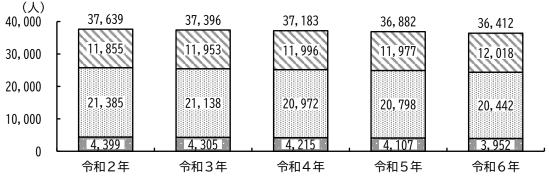
こども・子育てを取り巻く現状

1 統計データから見た現状

(1) 人口・世帯の状況

① 総人口と年齢階層別人口の推移

本町の令和6年の総人口は36,412人で、年齢3区分別人口は、0~14歳(年少人口)は3,952人、15~64歳(生産年齢人口)は20,442人、65歳以上(老年人口)は12,018人です。令和2年以降の推移を見ると、0~14歳(年少人口)、15~64歳(生産年齢人口)は減少傾向にあるものの、65歳以上(老年人口)は増加傾向にあります。

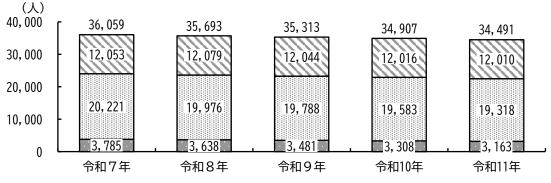


年少人口(0~14歳) 生産年齢人口(15~64歳) とと 老年人口(65歳以上)

資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

② 総人口と年齢階層別人口の推計

本町の総人口の推計では、令和7年から令和11年にかけて、1,500人程度減少すると見込まれています。年齢階層別に見ると、0~14歳(年少人口)、15~64歳(生産年齢人口)は減少傾向にあるものの、65歳以上(老年人口)は横ばい傾向にあります。

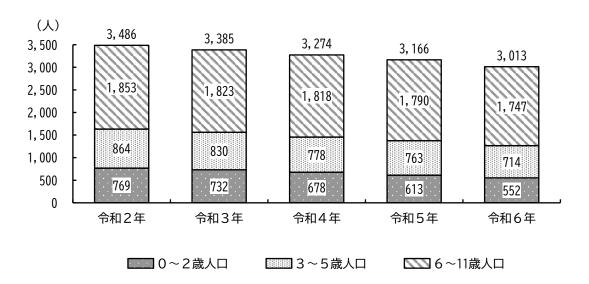


年少人口(0~14歳) ■■■生産年齢人口(15~64歳) ■■ 老年人口(65歳以上)

資料:住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法による推計

③ 0~11歳人口の推移

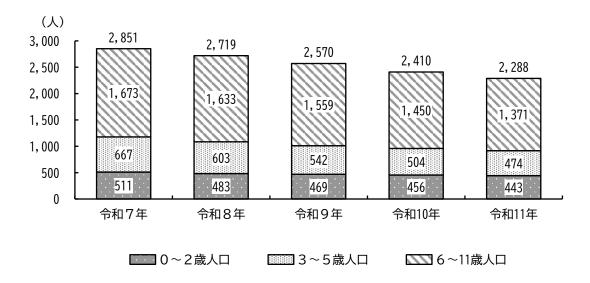
本町の令和6年の0~11歳人口は3,013人で、0~2歳人口は552人、3~5歳人口は714人、6~11歳人口は1,747人です。令和2年以降の推移を見ると、すべての年代において減少傾向にあります。



資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

④ 0~11歳人口の推計

本町の令和6年の児童数をもとにした0~11歳の推計では、令和7年から令和11年にかけて、500人程度減少すると見込まれています。年齢階層別に見ても、すべての年齢で減少傾向となっています。

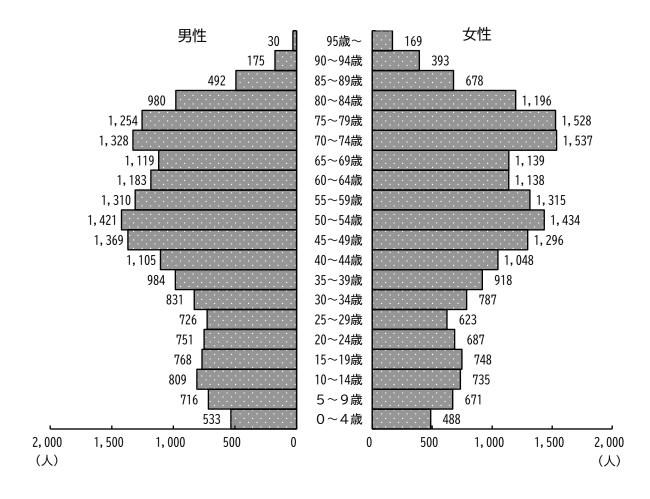


資料:住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法による推計

⑤ 人口ピラミッド

性別・年齢別人口は、次のグラフのとおりです。高齢者が多く、若者が少ないつぼ型になっていることが特徴です。

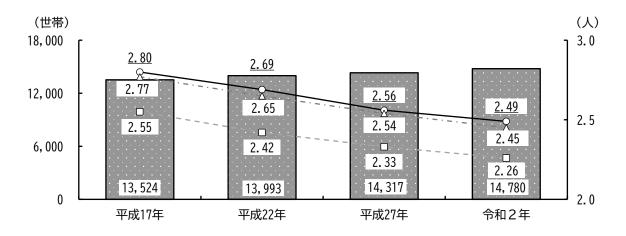
より詳しく見ると、男性は50~54歳、女性は70~74歳で人口が最も多く、69歳までは男女ともに類似した傾向となっています。しかし、70歳以上は女性の方が男性よりも非常に多くなっています。



資料:住民基本台帳(令和6年3月末現在)

⑥ 世帯数の推移

世帯数は、平成17年から令和2年にかけて増加傾向にあります。また、一世帯あたりの 人員数は、核家族化の影響で全国的に減少傾向となっています。



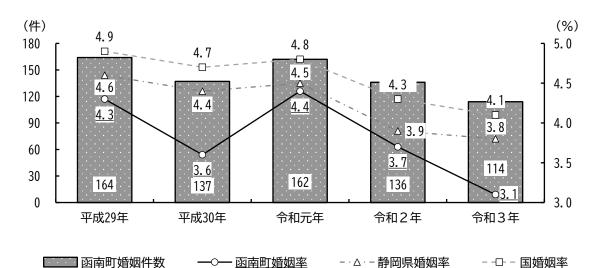
| 函表 | 函南町世帯数 ─○ | <u>函南町一世帯当たり人員</u> - · △ · - 静岡県一世帯当たり人員 - -□ - 国一世帯当たり人員

資料:国勢調査

(2)婚姻・出産等の状況

① 婚姻件数と婚姻率の推移

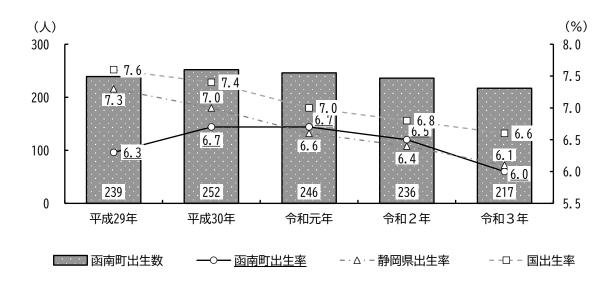
婚姻件数・婚姻率は全国的に減少傾向にあり、本町においても同様です。



資料:人口動態統計

② 出生数と出生率の推移

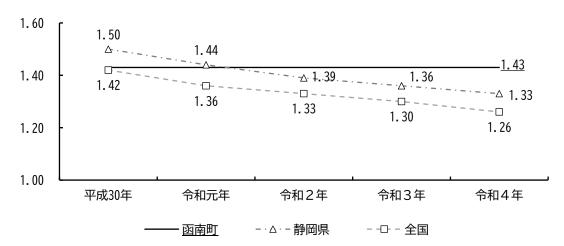
本町における出生数は平成30年以降減少し、令和3年で217人となっています。 出生率は令和元年、令和2年で静岡県の平均よりも上回っていましたが、令和3年では 下回っています。



資料:人口動態統計

③ 合計特殊出生率の推移

本町における平成30年から令和4年の合計特殊出生率は1.43と、全国や静岡県の平均を上回っています。

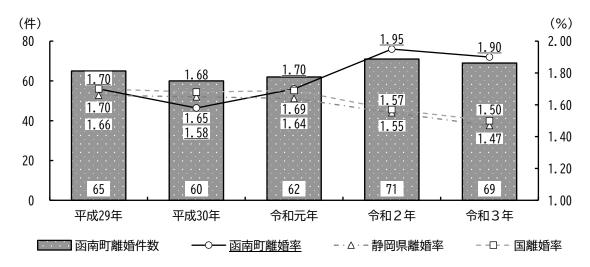


※函南町は平成30年~令和4年における値

資料:人口動態統計

④ 離婚件数と離婚率の推移

本町における離婚件数は、平成29年から令和3年にかけて増減を繰り返しており、令和3年時点で69件となっています。

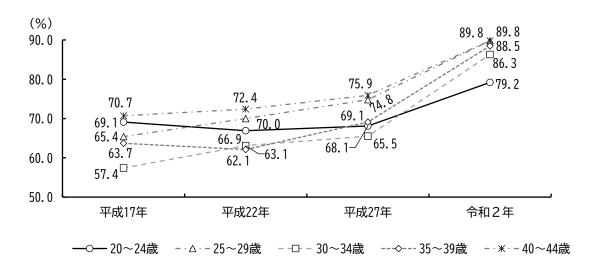


資料:人口動態統計

(3) 女性の就労状況

① 女性の年齢別就業率

本町における女性の就業率は、いずれの年齢層についても平成 22 年から令和2年にかけて増加傾向にあります。令和2年の年齢別の就業率は 25~29 歳と 40~44 歳が最も高く 89.8%、20~24 歳が最も低く 79.2%となっています。



資料:国勢調査

2 アンケートから見た現状

(1) 函南町子ども子育て支援に関するアンケート調査概要

① 調査の目的

「第3期函南町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、町民の子育て環境や、 こども・子育てに関するご要望・ご意見を収集するため、ニーズ調査を実施しました。

② 調査の方法

対 象 者:【就学前児童調査】函南町内在住で、就学前のこどもがいる世帯を無作為抽出

【小学生調査】函南町内在住で、小学生のこどもがいる世帯を無作為抽出

対象数:【就学前児童調査】600世帯

【小学生調査】600世帯

調査方法:【就学前児童調査】郵送配布・郵送回収

【小学生調査】郵送配布・郵送回収

調査期間:令和6年2月15日~2月29日

③ 回収状況

調査名	配布数	有効回収数	有効回答率	
就学前児童調査	600通	241通	40.2%	
小学生調査	600通	248通	41.3%	

[※]有効回収数:回収票から全く回答がないもの(白票)を除いた数

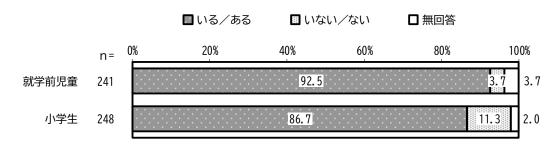
④ 調査結果を読む際の注意点

- ・回答は、各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示しています。
- ・百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が 100%にならないことがあります。
- ・1つの質問に2つ以上答えられる"複数回答可能"の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ・選択肢の文章が長い場合、グラフ、コメントでは省略して表記していることがありま す。

(2) 函南町子ども子育て支援に関するアンケート調査結果

① 子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無(単数回答)

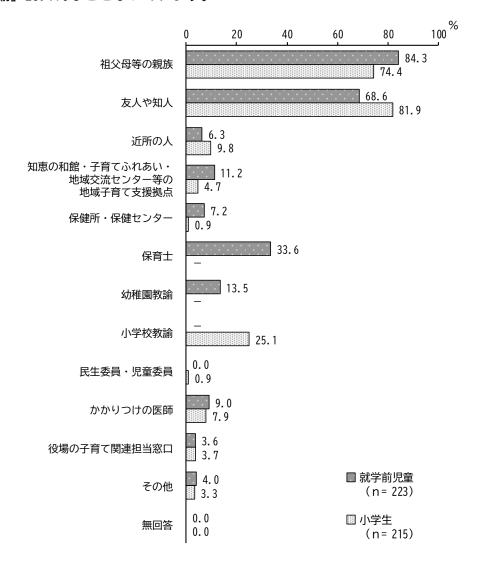
就学前児童では、「いる/ある」92.5%、「いない/ない」3.7%となっています。 小学生では、「いる/ある」86.7%、「いない/ない」11.3%となっています。



② 気軽に相談できる人・場所(複数回答)

就学前児童では、「祖父母等の親族」84.3%が最も多く、次いで「友人や知人」68.6%、「保育士」33.6%などとなっています。

小学生では、「友人や知人」81.9%が最も多く、次いで「祖父母等の親族」74.4%、「小学校教諭」25.1%などとなっています。



※「保育士」、「幼稚園教諭」は就学前児童のみの選択肢です。 「小学校教諭」は小学生のみの選択肢です。

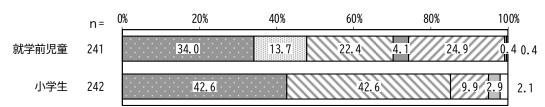
③ 母親の就労状況(単数回答)

就学前児童では、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない」34.0%が最も多く、次いで「以前は就労していたが、 現在は就労していない」24.9%、「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で 就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」22.4%などとなっています。

小学生では、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」42.6%が最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」9.9%などとなっています。

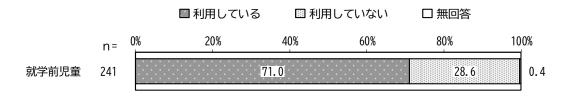
- フルタイム (1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産 休・育休・介護休業中である
- □パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産 休・育休・介護休業中である
- ☑ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- □これまで就労したことがない





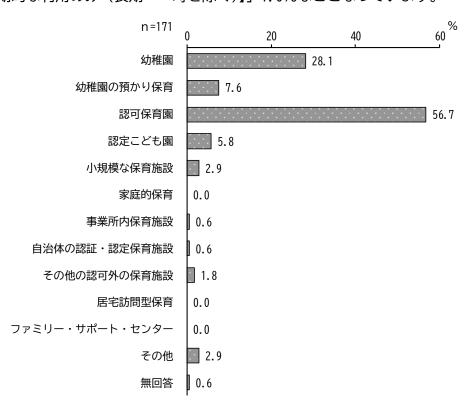
④ 定期的な教育・保育事業の利用状況(単数回答)(就学前児童)

就学前児童では、「利用している」71.0%、「利用していない」28.6%となっています。



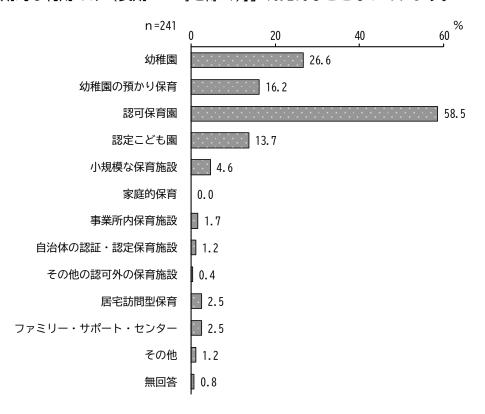
⑤ 定期的に利用している教育・保育事業(複数回答)(就学前児童)

就学前児童では、「認可保育園【国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの】」56.7%が最も多く、次いで「幼稚園【通常の就園時間の利用】」28.1%、「幼稚園の預かり保育【通常利用している就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ(長期・一時を除く)】」7.6%などとなっています。



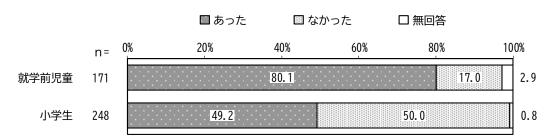
⑥ 定期的に利用したい教育・保育事業(複数回答)(就学前児童)

就学前児童では、「認可保育園【国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの】」58.5%が最も多く、次いで「幼稚園【通常の就園時間の利用】」26.6%、「幼稚園の預かり保育【通常利用している就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ(長期・一時を除く)】」16.2%などとなっています。



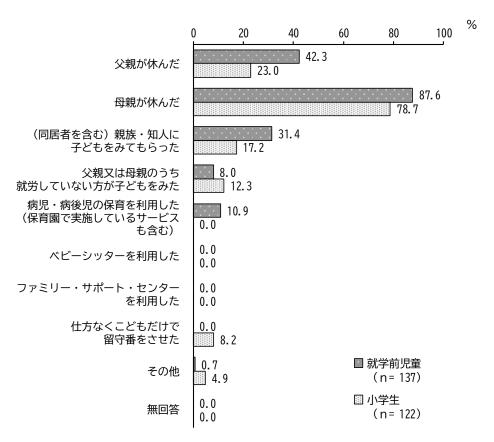
⑦ 病気やけがで通常の教育・保育事業が利用できなかったことがあるか(単数回答)

就学前児童では、「あった」80.1%、「なかった」17.0%となっています。 小学生では、「あった」49.2%、「なかった」50.0%となっています。



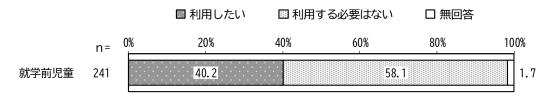
⑧ 病気やけがで利用できなかった場合の対処方法(複数回答)

就学前児童では、「母親が休んだ」87.6%が最も多く、次いで「父親が休んだ」42.3%、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」31.4%などとなっています。 小学生では、「母親が休んだ」78.7%が最も多く、次いで「父親が休んだ」23.0%、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」17.2%などとなっています。



⑨ 不定期な教育・保育事業利用の必要性(単数回答)(就学前児童)

就学前児童では、「利用したい」40.2%、「利用する必要はない」58.1%となっています。

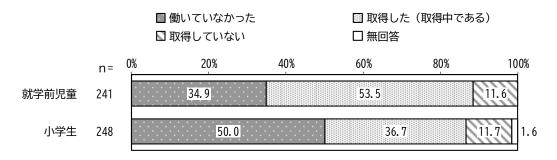


⑩ 育児休業の取得状況(単数回答)

【母親】

就学前児童では、「働いていなかった」34.9%、「取得した(取得中である)」53.5%、「取得していない」11.6%となっています。

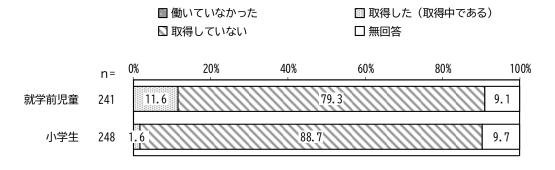
小学生では、「働いていなかった」50.0%、「取得した(取得中である)」36.7%、「取得していない」11.7%となっています。



【父親】

就学前児童では、「働いていなかった」0.0%、「取得した(取得中である)」11.6%、「取得していない」79.3%となっています。

小学生では、「働いていなかった」0.0%、「取得した(取得中である)」1.6%、「取得していない」88.7%となっています。

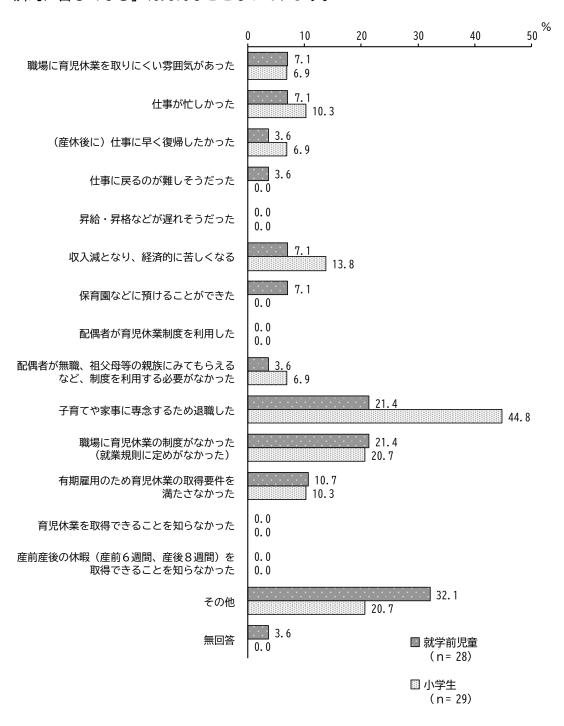


① 育児休業を取得していない理由(単数回答)

【母親】

就学前児童では、その他を除き、「子育てや家事に専念するため退職した」21.4%、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」21.4%が最も多く、次いで「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」10.7%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」7.1%、「仕事が忙しかった」7.1%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」7.1%、「保育園などに預けることができた」7.1%などとなっています。

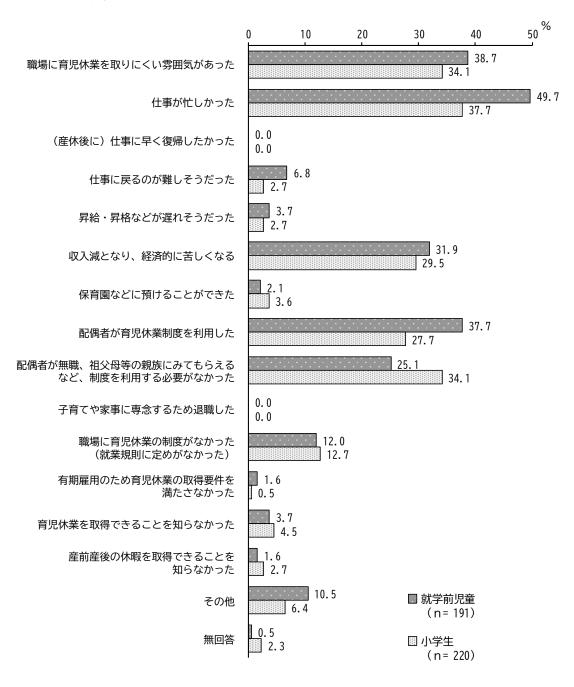
小学生では、「子育てや家事に専念するため退職した」44.8%が最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」20.7%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」13.8%などとなっています。



【父親】

就学前児童では、「仕事が忙しかった」49.7%が最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」38.7%、「配偶者が育児休業制度を利用した」37.7%などとなっています。

小学生では、「仕事が忙しかった」37.7%が最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」34.1%、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」34.1%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」29.5%などとなっています。



② 子育ての環境や支援への満足度(単数回答)

就学前児童では、「やや満足」34.4%が最も多く、次いで「どちらともいえない」33.2%、「やや不満」13.7%などとなっています。

小学生では、「どちらともいえない」34.3%が最も多く、次いで「やや満足」25.4%、「やや不満」18.1%などとなっています。

n= 0% 80% 100% 20% 40% 60% 9.5 13.7 34.4 就学前児童 241 18.1 小学生 9.7 25.4 9.3 248 3.2

■満足 ■ やや満足 ■ どちらともいえない ■ やや不満 ■ 不満 □ 無回答

3 第2期計画期間の進捗状況

(1)教育・保育事業

	令和 (対計画比	
認定区分	利用の見込み (A)	実績値 (B)	(B/A)
1号認定(3~5歳・教育)	326	198	60.7%
2号認定(3~5歳・教育)	54	62	114.8%
2号認定(3~5歳・保育)	385	399	103.6%
3号認定(0歳・保育)	42	47	111.9%
3号認定(1・2歳・保育)	198	227	114.6%

(2) 地域子ども・子育て支援事業

			令和5	5年度	対計画比
事業名等			利用の見込み (A)	実績値 (B)	(B/A)
利用者支援事業	設置箇所数	(箇所)	1	1	100.0%
時間外保育事業 (延長保育事業)	年間利用人数	汝 (人)	271	144	53.1%
放課後児童健全育成事業	年間利用	低学年	282	386	136.9%
(留守家庭児童保育所)	児童数(人)	高学年	90	115	127.8%
乳児家庭全戸訪問事業	年間訪問件数	年間訪問件数(件)		163	65.2%
養育支援訪問事業	年間延べ派遣人数(人)		30	41	136.7%
地域子育て支援拠点事業	年間延べ利用	年間延べ利用件数(件)		4, 628	45.0%
一時預かり事業	年間延べ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		17, 908	19, 226	107. 4%
		その他の 一時預かり	666	460	69.1%
病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	年間延べ利用件数(件)		1, 185	1,686	142.3%
ファミリー・サポート・セン ター事業	育児支援延べ人数(人)		193	112	58.0%
妊婦健康診査事業	延べ受診券交付数(件)		2, 922	2, 503	85.7%

[※]子育て短期支援事業(ショートステイ事業)は令和6年度より実施しているため、実績はありません。

(3)保育所等の整備状況

年 月 日	内容
令和2年4月1日	幼児教育センター開設 二葉幼稚園「年間預かり保育」開始
令和3年7月1日	私立保育所グローアップ函南園 開園
令和3年10月1日	私立仁田ふじさん保育園 開園
令和4年4月1日	「二葉幼稚園」から「二葉こども園」に施設類型、名称変更 西部第3留守家庭児童保育所開設 中部第3留守家庭児童保育所開設
令和5年4月1日	私立はなみずき保育園 開園



計画の基本的な考え方

1 基本理念

第六次函南町総合計画において、本町の基本理念である、「環境・健康・交流都市 函南 ~住んでよし 訪れてよし 函南町~」を実現するため、町民が安心して快適に生活でき、 町を訪れる方も町の活力を感じるまちづくりを目指しています。

また、子育て・教育の分野は、「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」を掲げ、 安心して出産・子育てができる環境の充実や、家庭・地域・企業が一体となって、次世代 を担うこどもが健やかに育つ地域づくりに努めています。

また、『こども大綱』では、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守る「こどもまんなか社会」を掲げています。

本計画では、第2期函南町子ども・子育て支援事業計画の理念や方向性などを引き継ぐとともに、『こども大綱』や第六次函南町総合計画の目指すまちづくりも踏まえ、町としても「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

「こどもまんなか社会」の実現に向け、すべてのこどもたちが自分らしく健やかに幸せに成長できるよう社会全体で支え、こども・若者が自分の希望や能力を活かすことや、こどもを育てたいといった願いを叶えることができるよう、『こどもを見守り、未来を育てる~こどもの笑顔があふれ、子育ての喜びを実感できるまち「かんなみ」~』を基本理念とします。

【基本理念】

こどもを見守り、未来を育てる ~ こどもの笑顔があふれ、子育ての喜びを 実感できるまち「かんなみ」 ~

■参考 第2期函南町子ども・子育て支援事業計画の基本理念 子どもを見守り、未来を育てる~子どもたちと一緒に育むまち「かんなみ」~

2 計画推進の基本的な視点

基本理念となる『こどもを見守り、未来を育てる~ こどもの笑顔があふれ、子育ての喜びを実感できるまち「かんなみ」 ~』を実現するための施策を推進する基本的な視点は、次のとおりです。

(1) こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。そのため、こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ることが必要です。

こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう取り組んでいきます。

また、声を上げにくい状況にあるこども・若者に、特に留意しつつ、『「こども」とともに』という姿勢で、こども・若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

(2) こども・若者、子育て当事者の視点を尊重する

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、大人は、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが大切です。

そのため、こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせない ものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行いま す。

(3) ライフステージに応じて切れ目なく支援する

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。

そのため、こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで の一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保 健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していきます。

(4) 良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者が幸せな状態 で成長できるようにする

貧困と格差は、こどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、結果的に社会の安定と持続性の低下にもつながります。貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、すべての「こども施策」の基盤となります。

そのため、乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障するとともに、愛着を土台として、こども・若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組みます。

(5) 若い世代の生活の基盤の安定を図る

若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現が妨げられないよう取り組みます。また、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを生かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにします。

もとより、結婚、妊娠・出産、子育てについての多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことができるように取り組みます。

3 計画の体系

[基本理念] [基本目標] [施策の展開] (1)保育サービスの充実 (2) 留守家庭児童保育所の拡充 (3) 地域の子育て協力体制づくり 1 地域における子 育て支援の拡充 (4)情報提供・相談・交流の場の確保 (5) 児童の健全な育成の推進 (6) 未就園児、未就学児の子育て支援 (1) 妊娠期から出産・子育て期まで切れ目の ない支援 人顔が (2) 母子保健相談・健診・指導の充実 ライフステージ を通した親と子 (3) 小児医療の充実 の健康づくりの あ 推進 (4) 思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ふれ、 (5) こどものこころの健康づくり (1) 多様な体験活動と地域活動の充実 子育ての喜びを実感できるまち「かんなみ」 (2)世代間交流の推進 3 こどもの心身の 健やかな成長に (3) 安心して学ぶことのできる教育・保育環境 の充実 資する教育環境 の整備 (4) こどもの居場所づくりの推進 (5) 家庭教育力の向上 (1) 道路交通環境の整備 子育てを支援す る生活環境の整 (2) 子どもが安心して遊べる環境の整備 (3)安全な住環境の整備 (1) 家庭や職場等での男女共同参画意識の醸成 5 職場生活と家庭 生活との両立 (2) 仕事と子育てが両立できる就業環境の 整備・充実 (1) 犯罪防止策の推進 こどもの安全の 6 (2) 交通安全教育の推進 確保 (3) 防災教育・防災体制の推進 (1) 児童虐待の防止及び社会的養護の推進及び ヤングケアラーへの支援 7 困難を抱えた子 (2) こどもの貧困対策 どもと家庭への きめ細かな (3) ひとり親家庭への支援 取り組みの推進 (4) 障害児・医療的ケア児等への支援の充実 (1)経済的支援の充実 経済支援 8 (2) 施設等利用給付の円滑な実施体制の構築



施策の展開

基本目標1 地域における子育で支援の拡充

地域の子育て支援を強化するため、幼児教育・保育の量と質を確保し、保護者とこども が気軽に集まる場を増やし、個々のニーズに応じた情報提供を行います。また、相談でき る環境を整備し、育児不安の軽減を目指します。放課後には自由に活動できるこどもの居 場所づくりや、地域全体でこどもを支えるネットワークを構築し、こどもの健やかな成長 を促す環境を整えます。

(1) 保育サービスの充実

- 幼稚園ニーズの減少に伴い、幼稚園の統廃合及び多機能化へ向けて検討を行います。
- 自由ケ丘幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行を行います。
- 地域の保育ニーズに応じて病児・病後児保育事業、一時保育事業、延長保育等各種サービスの充実に努めます。
- 保育所では障害や発達の程度により可能な限り児童の受け入れを実施します。

(2) 留守家庭児童保育所の拡充

- 留守家庭児童保育所の過密化に対応し、空き教室等を活用するなど、受け入れ体制の整備に努めます。
- 現在の留守家庭児童保育所の課題を解決できるよう、国の「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、検討します。
- 防犯マニュアルの改訂、研修の実施等人材育成に重点をおき、安心安全な施設の充実を図ります。
- ICT化やメール配信サービスを活用し、非常時等に迅速な連絡体制を整えるとともに、各保育所に連絡用の掲示板を設置する等、指導員と保護者の関係をより親密にして、子育ての支援を推進します。

(3)地域の子育て協力体制づくり

- 地域の自治会・子ども会と相互に連携を図り、地域全体でこどもたちを見守る体制 を強化します。
- 子育ての援助を行いたい人を対象に、子育て支援に関する知識と支援方法を学んでもらうための講座を実施しています。2回の講座受講と、1回のボランティア活動によりボランティア修了証の交付をし、ボランティア活動への参加をお願いする等、断続的な活動を支援します。

ファミリー・サポート・センター事業、ホームスタート事業を通じて、子育ての援助を受けたい方、援助を行いたい方のマッチングの支援を行うとともに、広報紙やホームページ、チラシによる広報や地域のイベントに出向き、会員募集や利用促進、ボランティアの育成、事業の周知に努めます。

さらに、会員同士の交流の機会を設け、互いに安心して利用できるよう努めます。

■ まるごとサポート事業では、小学校単位で居場所づくりやイベントなどを通して、 支え合いの仕組みづくりを行います。

(4)情報提供・相談・交流の場の確保

- こども家庭センターに保健師、心理士の専門のスタッフを配置することで、いつ来ても子育ての相談ができるよう体制を整備します。
- 子育て支援の拠点として、かんなみ知恵の和館内に「子育てふれあい・地域交流センター」を設置し、就学前の親子の遊びや世代間の交流の場として利用してもらい、 共有体験ができる講座・イベントを開催しています。また、育児相談等ができるよう保育士等を配置し、利用者が気軽にできる場を提供するとともに様々な事業の実施を推進します。
- 母子手帳交付時や赤ちゃん訪問時の資料の配布や子育て相談窓口の紹介を行います。
- 町内の各学校、各園を訪問し、日々のこどもたちの様子を確認しつつ情報提供を受け、相談体制の充実を図ります。
- 子育てアプリ「かんnavi」による情報配信、かんなみ安心情報メールによるイベント等情報配信、広報紙・ホームページへの掲載を通じて住民が利用しやすい育児情報を提供します。
- 育児サークルの活動と情報提供を支援し、育児の相談や母親同士の交流の場としての周知を図ります。

(5) 児童の健全な育成の推進

- 児童・生徒の安心・安全のため、自治会・PTA・ボランティア等関係機関と連携 し、青少年健全育成大会やあいさつ運動、パトロールを実施しています。今後も教 育関係者や民生委員・児童委員との情報交換を通じて、自治会役員の参加やボラン ティアの確保等、見守り体制の強化に努め、青少年健全育成に取り組みます。
- 法務省より委嘱された人権擁護委員を中心として、小学校等で人権擁護に関する講話を実施しています。幼少期より他者の尊重と相互理解の精神を養い、人権啓発と人権感覚の成熟のための取り組みを推進します。

(6) 未就園児、未就学児の子育て支援

- 乳幼児健診や健康相談等で支援が必要な親子に対し、地区担当保健師・臨床心理士 等が家庭訪問を実施し、子育てに必要な情報を提供します。
- 7か月児親子を対象に、健康相談時に読み聞かせと絵本のプレゼントを実施して親子のふれあいの場を提供します。また、健康相談未受診の保護者に対する周知啓発に努めます。

【 基本目標1に係る事業・活動一覧 】

事業名	内容				
病児・病後児保育事業	函南さくら保育園及び函南平出クリニックにおいて、保護者が就 労している等のため、自宅での看護が困難な場合に、病気のこど もや病気の回復期にあるこどもを看護師・保育士が保育を行いま す。				
一時保育事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園、保育所、認定こども園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。				
延長保育	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。				
幼保一元化	親の就労状況に左右されず、継続して預けることができる「認定こども園」の整備に向け、町内の各幼稚園の改装・改築を検討するとともに、幼稚園の統廃合及び多機能化へ向けて検討を進めます。				
留守家庭児童保育所の運営	小学校に就学している児童等を対象に、保護者の就労状況等に応じて放課後に留守家庭児童保育所にて、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能な場を与え、健全な育成を図ります。				
ファミリー・サポート・センタ 一事業	子育て援助を行いたい方、援助を受けたい方を会員として登録し、こどもの送迎・短時間の預かり等を実施します。センターは依頼内容を確認して、「依頼会員」「提供会員」「両方会員」のマッチングを行います。				
ホームスタート事業	子育て支援を目的として、地域の子育て経験者をホームビジター として未就学児のいる家庭に派遣し、子育てにおける支援を保護 者と一緒に行います。				

事業名	内容		
子育てふれあい・地域交流セ ンター事業	かんなみ知恵の和館内にて、プレイルームやふれあいプラザ等、 屋内外の親子の遊び場を提供するとともに、就学前の親子が共有 体験できる講座・イベントを開催しています。また、利用者が気 軽に育児相談できるよう、保健師や認定心理士を派遣します。		
ブックスタート事業	7か月児健康相談時、親子に「赤ちゃんと絵本を楽しむ時間の大切さ」を伝え、読み聞かせと絵本などのプレゼントを行います。		

基本目標2 ライフステージを通した親と子の健康づくりの推進

妊娠・出産・子育で期を通して、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、誰でも気軽に相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりをもって子育てができるよう努めます。

さらに、不妊や不育など、妊娠前の健康管理についても、切れ目のない相談支援を行います。

また、出産後は産後ケアをはじめとした保護者の支援だけではなく、こどもの健全育成に向けて、切れ目のない保健・医療の提供とともに、規則正しい食習慣の実践や共食の推進など家庭、学校、地域等が連携した食育の取り組みを行います。

また、こどもの健康づくりにおいては、養護教諭の支援体制の推進や健康診断等の保健管理、薬物乱用防止教育など思春期から成人期に向けた保健対策の充実を図ります。

(1) 妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援

- 委託医療機関で実施する妊婦・産婦健康診査の費用助成、妊婦歯科検診の費用を全額助成するなど、妊婦・産婦の健康管理のため、より健診を受けやすい体制を整えます。
- こども家庭センターにおいて、個別の相談室での面談を実施し、各々に合わせた妊娠期・出産後におけるプラン、サービス情報を提示し、産前・産後のサポートを実施します。こども家庭センターの設置により、子育て世帯などに対する切れ目のない包括的な支援をさらに強化します。
- 母子手帳交付時や両親学級、妊娠後期電話相談の際に産後ケアサービスの利用について情報提供を行うなど切れ目のない支援を展開し、産後うつ・虐待の予防に繋げます。
- 母子手帳交付時に把握した特定妊婦・ハイリスク妊婦に対して、こども家庭センターの保健師・児童福祉担当等でケース会議を開催し、連携して定期訪問・相談を実施します。妊娠期から早期にコミュニケーションをとることで、出産後の不安を取り除き、虐待を未然に防ぎます。
- 不妊治療・不育治療を受けられた夫婦に対し、治療費の一部助成を実施します。

(2) 母子保健相談・健診・指導の充実

- 生後2か月頃までの乳児がいるすべての家庭を保健師が訪問し、親子の心身の状況の把握と子育て支援に関する情報提供を行っています。関係機関と連携し、産後うつ発症を疑う産婦等を適切な支援につなぐことができる体制を強化します。
- 乳幼児の疾病の早期発見及び発達支援のため、1か月児・4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳児・3歳児・5歳児の各乳幼児健康診査と7か月児の健康相談を実施しています。身体的な疾病だけでなく、発達に課題のある乳幼児のほか虐待の兆候について見落とさないようスクリーニングを実施し、早期から親子をサポートできるよう健康診査の充実を図るとともに、健診未受診者へのフォロー体制を整え、確実な受診を促します。
- 乳幼児健診において、発達・発育に課題のある乳幼児を対象に、より健やかな成長・ 発達を促せるよう、関係機関と連携を図り保護者に対してかかわり方の指導や専門 家による相談を共同開催します。
- 妊娠期から乳幼児期の早期に口腔衛生に関心を持てるよう、教室・相談会・健診に おいて歯科衛生について啓発します。
- 母子手帳の交付、母親学級、両親学級、赤ちゃん訪問、健診、健康相談等において、母子等に関連する情報提供を行っています。子育てアプリ「かんnavi」を導入し、予防接種の管理お知らせ機能や成長記録、地域の子育て情報の配信機能により、様々な場面で育児をサポートします。
- 1歳6か月から3歳6か月まで6か月毎に希望者に歯のフッ素塗布を、年中児から 小学生に対してはフッ素洗口を実施しています。また、これまで、小中学生を対象 に配布していた歯みがきカレンダーの実施対象を幼稚園、保育所、認定こども園ま で拡大し、家庭での口腔衛生の向上を図り、こどもだけではなく家族全員で取り組 める口腔ケアを推進します。
- 食育推進のための体制づくりに努めます。

(3) 小児医療の充実

- 乳幼児の急病、様々な医療的ケアを必要とする乳幼児等に対応するため、地域の医療機関や近隣市町との連携を図り、安心できる地域の医療体制を確立します。
- 赤ちゃん訪問時、転入手続き時に町内医療機関名簿や夜間救急体制についての案内を配布しています。また、子育てアプリ「かんnavi」に医療機関情報を掲載し、情報発信の充実を図ります。

(4) 思春期から成人期に向けた保健対策の充実

- 喫煙・飲酒・薬物などの危険性や、身体の発達と心の健康について、正しい理解を 広めるため、薬物講座等の危険物に関する指導を継続して実施し、チラシ、ポスタ ーによる周知啓発を行います。
- 次代の親となるこどもたちに対して、職場体験・保育実習等の授業の一環として乳幼児との触れ合いの場をつくり、こどもを産み育てることの大切さを学ぶ機会を提供するとともに、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理が行えるよう、意識啓発を行います。

(5) こどものこころの健康づくり

● 成長過程にあるこどもが、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にする心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭・学校・地域及び関係機関が連携して支援します。

【 基本目標2に係る事業・活動一覧 】

事業名	内容				
妊婦·産婦健康診査·妊婦歯科 検診事業	町が委託している医療機関において実施する妊婦·産婦健康診査 の費用を一部助成、妊婦歯科検診では全額助成します。				
こども家庭センター(母子保 健)事業	主に妊産婦及び乳児の実情を把握し、妊娠・出産に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、妊産婦及び乳児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。				
保健師による赤ちゃん訪問	生後2か月頃までの乳児がいるすべての家庭を保健師が訪問し、 親子の心身の状況の把握と子育て支援に関する情報提供を行い、 適切なサービスの利用につなげます。 また、県外等に長期間里帰りしている家庭には、里帰り先に育児 支援の訪問依頼をし、親子の心身の状況や養育環境等の把握をし ます。				
予防接種事業	生後2か月頃から高校1年生相当まで、様々な予防接種を実施しています。公費負担となる定期接種、自己負担の任意接種ともに、住民への周知を徹底し、接種勧奨を強化します。				
歯科保健事業	妊娠期から乳幼児期の早期に口腔衛生に関心を持てるよう、教室・相談会・健診において歯科衛生について啓発しています。				
救急医療関係	夜間・休日でも救急を要する患者の生命を守るため、地域の医療機関や他の自治体との連携を図りながら、救急医療体制の確保・充実を図り、安心できる医療体制の充実を図ります。また赤ちゃん訪問時に、町内医療機関名簿や夜間救急体制についての案内を配布、ホームページや子育て応援アプリにも情報を掲載し、情報発信の充実を図ります。				
食育推進事業	妊娠期から幼児期まで、正しい食習慣と望ましい食事の与え方を 学んでもらう場として、各種教室や健診において、栄養指導や食 についてのリーフレットの配布、個別栄養相談を実施します。早 期から食育に対する意識の啓発を推進します。				

基本目標3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境 の整備

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全・安心に過ごしながら、他者と関わりを持つことができる大切な居場所の一つであることから、学校生活のさらなる充実を図ります。

また、すべてのこどもが、多様な活動や学習、遊びを通じて社会性の習得や、社会に対する広い視野の獲得等、自発的に生きる力を身につけられるよう、誰でも参加しやすい多様な活動の場や機会の提供に努めます。

(1) 多様な体験活動と地域活動の充実

- 地域ボランティアや外部の関係機関と連携し、多様な体験ができる機会を設けます。
- スポーツ少年団に対して補助金交付のほか、様々な運営支援と連携を強化します。 ニュースポーツ体験教室、駅伝大会、マラソン大会の開催等、スポーツによる地域 の活性化と町民の健康増進を図ります。
- ALT(外国語指導助手)派遣事業を継続実施し、外国語学習の充実に努めます。 また、語学の習得にとどまらず町内在住の外国人との交流を通じて多文化理解を深 められるよう、こどもでも参加しやすい国際交流事業を企画します。
- 「読書のまち・かんなみ」宣言に基づき、図書館と子育てふれあい・地域交流センターとの複合施設である利点を活かしこどもの読書推進に取り組みます。幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、留守家庭児童保育所、中学校、高等学校、子育て交流センター、ボランティア等と連携したイベントの開催や、図書館司書が選書した本を貸し出す「テーマ貸出」などを実施し、引き続き自発的に本を読む習慣が身につくよう環境の整備を推進します。
- 食育クラブ等、地域で食育について学べる活動を推進します。

(2)世代間交流の推進

- 小学校4年生以上を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症高齢者等との関わり方を学ぶ場を提供し、高齢者とこどもとのふれあいの機会の推進を図ります。
- 地区との連携を強化し、地区運動会、防災訓練、清掃作業等様々な活動への参加を 通し、将来地域を支える小中学生が活躍する場を広げます。
- 多世代間での交流ができるようイベントを企画し、交流の場を広げます。
- 学校・家庭・地域が一体となって地域の教育力の向上を図るため、地域学校協働活動推進員の配置を進めます。

(3) 安心して学ぶことのできる教育・保育環境の充実

- 教育機関のカリキュラム作成等において、園長・校長会の開催幼稚園、保育所、認 定こども園、小学校、中学校の交流、担当指導主事の配置、各校での学校運営協議 会委員の委嘱等、相互に連携・協議・評価のできる体制の整備に努めます。
- 一体的に町内の幼児教育の質の向上を図るため、教育・保育面に係る事務の一元化、 幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーを配置し、それらを活用した研修 体制の構築、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校の接続等を推進します。
- 障害のある児童・生徒、発達に課題のある児童・生徒のための教育機会を確保するため、介助員、特別支援員といった特別支援教育の人的配置を継続するとともに、支援対象児童・生徒の状況把握のため、特別支援教育コーディネーターの研修会を実施し、可能な限り広範囲に支援員を配置できるよう努めます。
- 不登校児童・生徒への支援のため、ステップルームの設置や本人の意向に沿った居場所づくりを検討します。
- 関係課が連携して、各園への巡回相談を行い、園との情報交換及び支援を行います。
- 教職員の資質向上のため、田方地区教員研修協議会において、職員のキャリアステージに応じた研修を行うなど、効果的な研修体制の構築を目指します。
- 小中学生に一人一台配布されているタブレット端末を活用し、教師とこどもの双方 向授業や、こども同士の学び合いのさらなる促進を図るとともに、職員を対象に I C T活用に関する担当者研修や校内研修を引き続き実施します。

(4) こどもの居場所づくりの推進

- 留守家庭児童保育所の過密化に対応し、空き教室等を活用するなど、受け入れ体制の整備に努めます。
- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地域の施設や公共施設などの活用を検討します。

(5) 家庭教育力の向上

- 主に就学前のこどもをもつ保護者を対象に、家庭教育支援講演会などを開催し、家庭教育の重要性を伝える場を設けています。今後、講演内容や実施回数について検討し、より保護者同士が子育てについて話し合える機会を増やしていけるよう努めます。
- 子育てママのミニ講座の開催、パパ・ママカUP講座の開催等、子育てふれあい・ 地域交流センターにおいて、父親・母親を対象にした子育で講演会を開催します。 親が親としての役割や責任を自覚し、子育てを通して親も成長していく地域づくり を推進します。

【 基本目標3に係る事業・活動一覧 】

事業名	内容				
歴史体験事業	仏の里美術館と連携し、修学旅行・社会科見学前の事前研修として、仏像の見方を学ぶ機会を、体験学習として提供します。				
こども図書館の運営・充実	「読書のまち・かんなみ」宣言に基づき、かんなみ知恵の和館内のこども図書館を運営しています。子育てふれあい・地域交流センターとの複合施設という利点を活かし、読書推進のための様々なイベントを実施します。				
読書活動の推進	読書活動の推進を図るとともに、図書館に来館したことのないこ どもや保護者にも図書館の資料を読む機会を設けるため、幼稚 園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、留守家庭児童保育 所、子育てふれあい・地域交流センター等へ本や紙芝居、職員向 けの資料などの貸出を行います。				
ALT(外国語指導助手)派遣 事業	英語発音や国際理解教育の向上を目的として、民間業者との派遣 業務委託契約による外国語指導助手を町内の幼稚園、保育所、認 定こども園、小学校、中学校へ派遣します。				
地域学校協働活動推進事業	地域と町内の全小中学校の連携体制を基盤とした「地域学校協働本部」を設置し、より幅広い層の地域住民・団体が参画できるネットワークを形成します。地域による学校の支援、地域と学校双方からの連携・協働を推進し、学校・家庭・地域が一体となって生涯学習社会の実現と、地域の教育力の向上を図ります。				
ICT環境整備推進事業	小中学生に一人一台配布されているタブレット端末を活用し、教師とこどもの双方向授業や、こども同士の学び合いの促進にむけた取り組みを推進します。 また、さらなる I C T活用に向け、教職員に対する研修を実施します。				
教育支援センター事業	センター長、公認心理士、スクールソーシャルワーカーなど専門 的な知識をもったスタッフがこどもや保護者が抱える様々な課 題に対応します。適応指導教室「チャレンジ教室」の運営を柱に、 不登校児童・生徒への支援に努めます。				
幼児教育センター事業	幼児教育担当指導主事、幼児教育アドバイザーを配置し、幼稚園 教員、保育士の研修の充実、幼稚園、保育所、認定こども園、小 学校、中学校の接続等を推進します。				
家庭教育講座	家庭教育支援員を講師として、県が作成した「つながるシート」 を活用して園児の保護者が子育てについて話し合います。年に1 回、町内の幼稚園、認定こども園が輪番で実施します。				
家庭教育支援講演会	年に1回外部講師を招き、子育てについての講演会を幼稚園、認 定こども園PTAと共催で開催します。				

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

安心して子育てをするためには、妊産婦や親子連れが交通の安全性に不安を感じたり、 段差等に負担を感じることなく気軽に外出でき、こどもたちが遊びを通して、多様な体験 ができるよう、安全で快適な生活環境を整備する必要があります。

安全・安心に子育てができる暮らしを実現するため、子育て家庭に配慮した居住環境の 整備に取り組んでいくとともに、学校周辺の通学路をはじめとした道路交通環境の整備等、 親子が外出しやすい環境づくりの推進に努めます。

(1) 道路交通環境の整備

■ 町内の小中学校及び高等学校周辺の通学路の安全性を確保するため、歩道の整備を 実施します。併せて公共施設・商業施設周辺の歩行者通路及び学校周辺の安全な通 学路を確保するための歩道整備等に努めます。

(2) こどもが安心して遊べる環境の整備

- 各地区の公園及び遊具等の適切な維持管理を行い、安心安全に使用できるよう努めます。
- 函南運動公園(かんなみスポーツ公園)のトイレにベビーベッドやベビーチェアを 設置するなど利便性の向上に努めます。
- 函南運動公園(かんなみスポーツ公園)の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、 中学校の行事での活用について、マップ等による情報の発信に努めます。
- うるおいのあるまちづくりを推進するため、公共用地や主要道路周辺の市街地の緑化の普及に努めます。また、通学路を兼ねた遊歩道、サイクリングやジョギングコース、親水緑道等の整備に努め、町民の健康増進を図ります。

(3) 安全な住環境の整備

幼いこどもを抱えた母親でも余暇活動等が安全に行えるように、ベビーベッドや授 乳室を設置するなど、町役場をはじめとした公共施設等の設備の改善や社会環境の 充実に努めます。

【 基本目標4に係る事業・活動一覧 】

事業名	内容			
道路事業(歩道整備)	こどもの移動経路に関する交通安全プログラムに基づく交通安全対策を推進することにより、通学児童生徒をはじめとする歩行者等の安全で快適な道路空間を整備し、交通事故のない安全で安心な生活を送れる社会の実現を目指します。			
函南運動公園(かんなみスポ ーツ公園)の運営	こどもの体力づくり、憩いの場、交流の場として函南運動公園(かんなみスポーツ公園)の運営と利用促進のための活動に取り組みます。			
緑化推進事業	各年度2回、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校及び自治会等に対し、花苗及び堆肥を支給するほか、通学路周辺道路について、花壇を手入れし公共用地及び通学路周辺の景観整備を行い、緑化推進を図ります。			

基本目標5 職場生活と家庭生活との両立

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの 支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを 浸透、定着させることができるよう、町民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。 また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう町内の事業所や商工会、 近隣市町の商工会議所等と連携して働き方改革や健康経営、育休取得や復帰支援といった 各種制度の周知・啓発に努めます。

(1) 家庭や職場等での男女共同参画意識の醸成

- 家庭、地域、職場等において、男女共同参画意識の浸透が図れるよう、引き続き、 講座、講演会等の開催や文化センター等における学習機会の提供等により、父親の 家事育児に対する積極的な参画を動機づけるきっかけづくりを進めます。
- 近年注目されている働き方改革や健康経営等、事業所の取り組みについて、チラシ 等を活用して周知・啓発を図ります。

(2) 仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実

- 国や県の動向を踏まえつつ、出産・育児等を理由に一時離職した女性の、再就職支援の推進を図ります。
- 保護者が仕事と家庭を両立させ、家事・子育てに参画したいという希望が叶えられるよう、国や県等の関係機関と連携しながら、町民や事業主に対する意識啓発を推進し、職場や地域社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図ります。

【 基本目標5に係る事業・活動一覧 】

事業名	内容			
男女共同参画推進事業	町が策定している「函南町男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画学習講座の開催のほか、毎年6月の「男女共同参画週間」に併せ、啓発用の懸垂幕の掲示などを実施し、男女がお互いを尊敬しつつ、対等なパートナーになれる社会づくりを推進します。			
留守家庭児童保育所の運営 (再掲)	小学校に就学している児童を対象に、保護者の就労状況等に応じて放課後に学校の空き教室や留守家庭児童保育所にて、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能な場を与え、健全な育成を図ります。			

基本目標6 こどもの安全の確保

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することがすべてのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識のもと、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めることが必要です。

パトロール活動などを通して地域全体で防犯体制の強化を推進するとともに、関係機関及び地域との連携を図り、こどもが、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の段階に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。

(1)犯罪防止策の推進

- 日頃から同報無線・かんなみ安心情報メールによる注意喚起や函南町交通指導員の 街頭指導など防犯と交通安全の意識付けを実施しています。また、三島警察署管内 における不審者等情報伝達網を活用し、通学路を中心にパトロールを強化します。
- 地域のボランティアと連携を図り、「子ども110番の家」の設置や、小学校区ごとの「見守り隊ボランティア」の協力のもと、こどもの安全な登下校に努めるとともに、今後も地域の協力体制の確立のためにボランティアの確保に努めます。
- まるごとサポート事業において、町内の事業所や地域住民等の協力により、こども たちを見守ります。
- 防犯教室や不審者侵入訓練を実施し、防犯意識の向上に努めます。
- 小中学校とともに、幼稚園、保育所、認定こども園においても年間活動計画の中に 「防犯訓練実施計画」を位置づけ、危機管理意識を高めます。

(2) 交通安全教育の推進

- 通学時間帯に函南町交通指導員や函南町交通安全母の会による街頭指導を実施するほか、交通安全運動期間中の啓発活動を行っています。指導員に対しては、三島警察署管内合同で指導員の資質の向上のための研修を開催します。
- こどもを交通事故から守るための情報提供や啓発を、様々な媒体やイベント等を通じて実施します。また、チャイルドシート着用率を調査する等安全のための情報も提供します。
- 各小学校で、6年生を中心に「交通安全を語る会」を開き、こどもたち自身が安全な通学路や通学方法について意見を出し合い、交通安全への意識を高めます。

(3) 防災教育・防災体制の推進

- 開かれた学校づくりを進め、地域と連携した防災教育の推進や学校の防災体制の整備等について協議するため、町内5つの校区において防災教育推進のための連絡会議を開催します。
- こどもたちに防災についての意識を啓発するため、小中学校において起震車体験や 防災出前講座を開催します。
- 地域全体でこどもたちを守っていくとともに、こどもたちが地域の一員としてお互いに助け合う体制を強化していくため、学校と地域が連携し事前に防災訓練の計画を共有することで、こどもたちが防災訓練へ参加しやすい環境づくりを推進します。

【 基本目標6に係る事業・活動一覧 】

事業名	内容			
犯罪への対処方法の教育	小中学校とともに幼稚園、保育所、認定こども園においても年間 活動計画の中に「防犯訓練実施計画」を位置づけ、危機管理意識 を高めていきます。			
交通安全指導	ボランティアを中心とした交通指導員や見守り隊によって、通学 路におけるこどもの交通安全指導、見守りを行います。			
防災出前講座	町内の小中学校を対象に防災出前講座を開催し、こどもたちの防 災に対する啓発を図ります。			

基本目標7 困難を抱えたこどもと家庭へのきめ細かな 取り組みの推進

こどもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制のさらなる強化を図るため、こども家庭 センターを中心とした様々なこどもや家庭に対する専門性を備えた相談体制を構築し、虐 待の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、いわゆるヤングケアラーの問題に ついても、関係機関と連携して早期発見・把握に努め、こどもの意向に寄り添いながら、 必要な支援につなげていきます。

また、こどもの貧困は、経済的な面のみならず、心身の健康や衣食住、進学機会や学習 意欲にも影響を及ぼし、こどもの権利利益を侵害する深刻な課題であることから、貧困や その連鎖によってこどもの将来が閉ざされることのないよう、各種手当をはじめとした経 済的支援を充実するとともに、それぞれの家庭に寄り添った相談支援を行い、生活支援、 経済的支援、養育費確保、就労支援等の最適な支援につなげることにより、経済的自立や 安定した生活の実現を図ります。

さらに、障害児とその保護者に対しては、それぞれの障害の状況に応じた、きめ細かな 支援を行っていくとともに、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという 視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行います。

(1) 児童虐待の防止及び社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- こども家庭センターにおいて、母子保健部門と児童福祉部門が強固に連携し、相談機能の強化を図り、関係機関と協力しながら18歳以上の若者に対する支援にも努めます。
- 要保護児童対策地域協議会を設置し、各関係機関と定期的な会議の場を設けて要保護児童の情報共有を行います。
- 近所からの通告は虐待の早期発見に役立つほか、地域からの孤立防止にもつながっています。通告先を明確にするため、ホームページ等で窓口の紹介をするほか、児童虐待防止月間には広報紙に啓発記事を掲載するなど、様々な広報活動を通じて情報の発信と収集に努めます。
- ひとりで子育てに行き詰まり、虐待へと発展するケースは少なくありません。ホームページ上の通告窓口のほか、各種健診会場で子育て相談窓口を設け、相談員との連携を強化するなど、子育てに悩む保護者が地域から孤立しないためのネットワークを強化します。
- ヤングケアラーの自覚がなく障害者や高齢者の介護をしているこどもたちを早期 発見し、必要な支援につなぐため、ヤングケアラーについて普及啓発を行います。
- 地域の子育て傾聴ボランティアが保護者の話を傾聴し、家事や育児を協働で行うホームスタートの利用をすすめ、保護者の孤立を予防します。

(2) こどもの貧困対策

- こどもの生涯が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めます。
- こどもの居場所づくりの団体等が実施するこども食堂や学習支援に対し、運営費を 助成し支援します。

(3) ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭に対して、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。
- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、ワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制の強化を図ります。

(4) 障害児・医療的ケア児等への支援の充実

- 関係機関の連携によりこどもの障害の早期発見と相談・指導・訓練体制の充実を図り、こどもの成長に伴った指導・訓練が円滑に進められるようにし、障害のあるこどもを養育する親に対し、その障害を受容するために必要な知識や情報を提供し、精神面での支援を行います。
- 放課後等デイサービスにおける発達に支援の必要な児童の受け入れにつなげるため、サービスが必要と見込まれる児童や保護者に対して、情報提供に努めます。
- 発達に支援の必要なこどもたちへの対応方法について、職員や保護者を対象とする 学びの場を提供します。
- 毎年12月の障害者週間に併せ、函南町役場町民ホールにて障害についての理解を深めるための展示会を開催しているほか、周知を図る一環として、「函南町あいのわふれあいマルシェ」を開催するなど、こどもたちが障害等に対する理解を深め、障害の有無にかかわらず共に生活を送り、共に生きる社会をつくっていけるよう意識の啓発を進めます。
- 福祉タクシー券の交付や車いす・ホームヘルパー等の利用により、外出支援を行います。併せて、日中活動の場を提供して生活能力向上のための療育支援・児童発達支援等を実施します。
- 動稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校において学校幼稚園支援員等を配置し、受け入れ体制を強化します。

【 基本目標7に係る事業・活動一覧 】

事業名	内容				
要保護児童対策地域協議会	各関係機関と定期的な会議の場を設け、要保護児童の情報共有を 行います。				
母子家庭等相談支援	ひとり親家庭等を対象に、民生委員・児童委員、関係機関等が連 携して相談支援を実施します。				
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親のうち、20 歳の誕生日に達する日の前日までのこども がいる所得税非課税世帯を対象として、医療費を助成します。				
発達相談	臨床心理士を中心に専門家が発達に関する相談に応じ、必要な支援の提案や対応方法の助言を行います。 また、関係各課が連携して各園、施設への巡回相談を行い、年長児を中心に園児の様子を確認するとともに、園、施設との情報交換及び支援を行います。				
重度障害者(児)医療費助成	重度の障害のある方の医療費を助成し、自己負担の軽減を図ります。				
療育相談連絡会	教育機関、福祉事業所等が情報共有し、切れ目ない支援を行いま す。				

基本目標8 経済支援

すべてのこどもが生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかに 育成され、一人ひとりが夢や希望が持てるよう、こどもとその家庭を支援することが必要 です。幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施するとともに、支 援を必要とする家庭が確実に支援を受けることができるよう、各種制度の周知を図ります。

(1)経済的支援の充実

- 児童手当・医療費助成を円滑かつ確実に支給できるよう、登録・更新等必要な事務 手続きを案内します。
- 町のホームページで各種手当や助成内容について周知します。また、転入・転居、 離婚等による住民異動があった際は、担当課で助成内容について案内を行い、支援 が必要な方に手続きを促します。
- こども医療費の助成については、継続した支援を行います。

(2) 施設等利用給付の円滑な実施体制の構築

- 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い創設された「子育てのための施設等利用給付」について、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等の法に基づく事務の執行及び権限の行使と、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。
- 該当する特定子ども・子育て支援施設を利用する保護者に対しては、経済的負担の 軽減や利便性等を勘案し、適正な給付方法の検討を行います。
- 就学時健診通知の配布時、入学説明会、年度末に就学援助制度についてのお知らせを配布するなど、制度について周知に努めます。

【基本目標8に係る事業・活動一覧】

事業名	内容				
児童手当の支給	高校3年生相当年齢までのこどもをもつ保護者を対象に、家庭生活の安定とこどもの健やかな成長を目的として、受給者のこどもの数や年齢に応じた手当を支給します。				
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭や、両親に代わってこどもを養育している方等を対象に、生活の安定と自立を目的とした手当を支給します。				
こども医療費助成	高校3年生相当年齢までのこどもに対し、こどもが病気やけがで 医療機関(歯科を含む)に通院・入院した際の医療費を助成しま す。				
重度障害者(児)医療費助成 (再掲)	重度の障害のある方の医療費を助成し、自己負担の軽減を図ります。				
子育て出産応援金制度	第3子以上を出産した方を対象に、助成金として一定の額を支給 し、出産・子育てを奨励し、出生率の向上を図ります。				
「障害児福祉手当」、「特別児 童扶養手当」の支給	重度の障害があり、在宅で常時介護を必要とする未成年を対象 に、障害児福祉の推進を目的として一定の額を支給します。				
ひとり親家庭等医療費助成 (再掲)	ひとり親家庭のうち、20 歳の誕生日に達する日の前日までのこ どもがいる所得税非課税世帯を対象として、医療費を助成しま す。				
就学援助費の支給	経済的理由により就学困難な小中学生を対象に、学用品等の購入 に要する費用の援助を行います。また、特別支援学級に通う児童・ 生徒の保護者に対して、特別支援教育就学奨励費の支給を実施し ます。				
出産・子育て応援ギフト	妊産婦への経済的支援として助成金を給付します。				



教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業の利用の見込みと確保方策

※本章の数字を扱っている表の単位は「実人数」を基本としていますが、施設数や、延べ人数など の場合は、その都度記載しています。

1 利用の見込みと確保方策の考え方

(1) 子ども・子育て支援法に基づく事業一覧

No.	事業					
(孝	(教育・保育事業)					
1	教育事業					
2	保育事業					
(均	地域子ども・子育て支援事業)					
1	利用者支援事業					
2	時間外保育事業(延長保育事業)					
3	放課後児童健全育成事業(留守家庭児童保育所)					
4	子育て短期支援事業(ショートステイ)					
5	乳児家庭全戸訪問事業					
6	養育支援訪問事業					
7	地域子育て支援拠点事業					
8	一時預かり事業					
9	病児保育事業(病児・病後児保育事業)					
10	ファミリー・サポート・センター事業					
11	妊婦健康診査事業					
12	産後ケア事業*					
13	妊婦等包括相談支援事業 [※]					
14	子育て世帯訪問支援事業 [※]					
15	児童育成支援拠点事業 [※]					
16	親子関係形成支援事業**					
17	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)*					
18	実費徴収に係る補足給付を行う事業					
19	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業					

(2)教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

※教育・保育提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、町民のサービス利用可能 区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響 を受けることはありません。

本町においては、町民ニーズと各事業の供給上のバランスがとれ、特に区域を分割する必要がないことから、第1期計画、第2期計画ともに「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、町内全域で一つと設定していました。

本計画においても、町域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については町域全体を一つの提供区域としました。

(3) 利用を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、町内全域を1区域として必要量を見込むものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、二一ズ調査結果を見ても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定については、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて利用を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1歳、2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて利用を見込むこととしました。

【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望しているこども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」*に該当するが、幼稚園 の利用を希望するこども(2号(3~5歳)と表記)	幼稚園 認定こども園
_ 5,5,5,7,2	3歳以上で、「保育の必要な事由」 [※] に該当し、保育所・認 定こども園での保育を希望しているこども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」 [※] に該当し、保育所・認 定こども園等での保育を希望しているこども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

^{※「}保育の必要な事由」とは、就労(フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など)、妊娠・出産、 保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐 待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としているこどもがいて継続利用が 必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

(4) 利用の見込みの算出について

利用の見込みの推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。(参考:国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」)

なお、アンケートの回答により算出した利用の見込みが実態と大きく乖離する場合は、 妥当性を検証した上で、実績をもとに利用の見込みを算出する場合もあります。

(5) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「利用の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

なお、本町における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月64時間を下限時間とします。

(6) 利用の見込みと確保方策の見直し

現状では利用の見込みに対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考:国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

利用の見込みの推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した利用の見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに利用の見込みを算出する場合もあります。

ステップ1

~家庭類型の算出~

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

ステップ2

~潜在家庭類型の算出~

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労 意向を反映させてタイプを分類します。

ステップ3

~潜在家庭類型別の将来児童数の算出~

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型をかけ合わせます。

ステップ4

~事業やサービス別の対象となる児童数の算出~

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の 将来児童数をかけ合わせます。

ステップ5

~利用意向率の算出~

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

ステップ6

~見込み量の算出~

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率をかけ合 わせます。 8つの家庭類型があります。

町民のニーズに対応できるよう、子ど も・子育て支援新制度では、潜在家庭 類型でアンケート回答者の教育・保育 のニーズを把握することがポイントで す。

○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望○現在就労していない母親の就労希望

例えば、放課後児童健全育成事業等は 保育を必要とする家庭に限定されてい ます。

本当に利用したい真のニーズの見極め が重要です。

将来児童数をかけ合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

(7) こどもの数の推計

計画期間中のこどもの数の推移については、計画期間(令和7年~11年)の0歳~11歳について、過去5年の住民基本台帳人口を用いて、国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』で示された内容に従い「コーホート変化率法※」で推計を行いました。

単位:人

	実績	推計					
年齢	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和7→ 11年増減
0	165	160	156	151	147	143	▲ 17
1	187	168	163	159	154	150	▲ 18
2	200	183	164	159	155	150	▲ 33
3	223	198	182	163	158	154	▲ 44
4	246	223	198	182	163	158	▲ 65
5	245	246	223	197	183	162	▲ 84
小計	1, 266	1, 178	1,086	1, 011	960	917	▲ 261
6	273	247	248	225	199	185	▲ 62
7	263	272	246	247	224	198	▲ 74
8	308	263	272	246	247	224	▲ 39
9	298	307	262	271	245	246	▲ 61
10	286	298	307	263	272	246	▲ 52
11	319	286	298	307	263	272	▲ 14
小計	1, 747	1, 673	1,633	1,559	1,450	1, 371	▲ 302
合計	3, 013	2, 851	2, 719	2, 570	2, 410	2, 288	▲ 563

単位:人

	実績		推計								
年齢 令和6年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和7→ 11年増減				
0	165	160	156	151	147	143	▲ 17				
1~2	387	351	327	318	309	300	▲ 51				
3~5	714	667	603	542	504	474	▲ 193				
6~8	844	782	766	718	670	607	▲ 175				
9~11	903	891	867	841	780	764	▲ 127				

[※]実績・推計ともに各年4月1日時点の数値を掲載しています。

^{※「}コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

⁽算出例) 令和7年0歳児人口=令和5年から令和6年の0歳児人口の変化率を令和6年の0歳 児人口実績165人に乗じて算出

2 教育・保育事業の利用の見込みと提供体制の確保方策

(1)教育(幼稚園、認定こども園)における利用の見込み

単位:人

	現物	犬値	見込み					
	令和6年度		令和7年度		令和8年度			
	1号認定 (3~5歳)	2号認定 (3~5歳)	1号認定 (3~5歳)	2号認定 (3~5歳)	1号認定 (3~5歳)	2号認定 (3~5歳)		
110000 7. (A)	200		199	46	181	15		
利用の見込み(A)	25	298		45	196			
確保方策(B) (必要利用定員総数)	595		59	95	400			
差分(B)-(A)	39	97	3:	50	204			

	見込み								
	令和9年度		令和1	0年度	令和11年度				
	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定			
	(3~5歳)	(3~5歳)	(3~5歳)	(3~5歳)	(3~5歳)	(3~5歳)			
	162	13	151	12	141	11			
利用の見込み(A)	17	75	16	63	152				
確保方策(B) (必要利用定員総数)	40	00	40	00	400				
差分(B)-(A)	22	25	23	37	248				

※認定こども園は1号認定のみ

※利用の見込み:令和7年度の入園申込みに基づき、利用率を算出し、各年度の各歳推計人口に乗じて算出したものの合計。2号認定は、令和7年度の幼稚園年間預かり保育申込者数に基づき、利用率を算出し、各年度の各歳推計人口に乗じて算出したものの合計。令和8年度以降は、自由ケ丘幼稚園の認定こども園への移行を加味して設定。

※確保方策:公立幼稚園5園、公立こども園1園(幼稚園部)のクラス編成定員数を設定。 令和8年度以降は、自由ケ丘幼稚園の認定こども園への移行を加味して設定。

(2) 保育(保育所、認定こども園、地域型保育)における利用の見込み

単位:人

		現物	犬値					見記	<u></u>			
		令和6	5年度			令和7年度			令和8年度			
	2号		3号		2号		3号		2号		3号	
	(3~ 5歳)	0歳	1歳	2歳	(3~ 5歳)	0歳	1歳	2歳	(3~ 5歳)	0歳	1歳	2歳
利用の見込み(A)	399	47	103	124	411	40	91	127	399	38	89	114
利用の光込の(A)		673		669			640					
確保方策(B)	416	52	22	25	416	52	94	131	476	52	94	131
(必要利用定員総数)		69	93			693			753			
保育所定員数		65	55			65	55		715			
小規模保育所等		3	8			3	8		38			
差分(B)-(A)	20		24				113					
保育利用率			_	·			54.2%		57.3%			

見込み												
		令和 9	9年度			令和10年度			令和11年度			
	2号		3号		2号	3号		2号		3号		
	(3~ 5歳)	0歳	1歳	2歳	(3~ 5歳)	0歳	1歳	2歳	(3~ 5歳)	0歳	1歳	2歳
利用の見込み(A)	359	37	87	111	334	37	84	108	314	36	81	104
(必要利用定員総数)	594			563				535				
確保方策(B)	476	52	94	131	476	52	94	131	476	52	94	131
唯休万泉(B) 		75	53		753			753				
保育所定員数		71	15			71	5		715			
小規模保育所等		3	8			3	8		38			
差分(B)-(A)	159		190			218						
保育利用率		_	59.1%	1			60.7%		62.5%			

(各年度の利用の見込み・確保方策は年度内の最大値を記載している)

※現状値は10月1日時点

※認定こども園は2号認定のみ

※利用の見込み:(2号認定)令和7年度の入園申込みに基づき、利用率を算出し、各年度の各歳推 計人口に乗じて算出したものの合計。令和8年度以降は、自由ケ丘幼稚園の認定こ ども園への移行に伴う幼稚園年間預かり保育利用者の移行を加算して設定。

(3号認定)ニーズ調査結果に基づき算出した各歳の利用の見込みに対し、育児

休業取得中及び取得希望を除いたものの合計。

※確 保 方 策:公立保育所2園、公立こども園1園(保育園部)民間保育所4園、小規模保育 所2園の定員数を設定。令和8年度以降は、自由ケ丘幼稚園の認定こども園へ の移行を加味して設定。

※保育利用率 = 3号認定に係る保育の利用定員数/満3歳未満のこどもの数全体

【 今後の方向性 】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、 各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極 めながら、定員数の見直し等の必要な対応を検討していきます。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の維持・向上を図ります。

3 地域子ども・子育て支援事業の利用の見込みと提供体制 の確保方策

(1)利用者支援事業

【概要】

こどもやその保護者の身近な場所で、地域のこども・子育て支援について、こどもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

- ・基本型・・・主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能 を有する施設で実施する事業
- ・特定型・・・主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業
- ・こども家庭センター型・・・妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク 業務を行い、心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成する事業

単位:箇所

【現状】 単位:箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所	1	1	1	1

【 利用の見込みと確保方策 】

令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 利用の見込み(A) 1 1 1 1 確保方策(B) 1 1 1 1 1 基本型 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 特定型 こども家庭センター型 1 1 1 1 1 (旧母子保健型) 差引(B)-(A) 0 0 0 0

※利用の見込み:現状の設置箇所数を設定。※確保方策:現状の設置箇所数を設定。

【今後の方向性】

役場窓口で保育サービス利用に対する相談業務、保育所入所待機児童への支援、保育サービスの情報収集・提供業務に取り組みます。

(2)時間外保育事業(延長保育事業)

【概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園、 保育所等において保育を実施する事業です。

【現状】 単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間人数	192	180	144	144

[※]月平均対象児童数×12カ月。

【 利用の見込みと確保方策 】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用の見込み(A)	168	155	144	137	131
確保方策(B)	200	200	200	200	200
差引 (B) - (A)	32	45	56	63	69

※利用の見込み:国の手引きに従い、ニーズ調査による長時間保育の利用意向に基づき算出。 ※確 保 方 策:受入定員総数を設定。

【 今後の方向性 】

保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、時間外保育事業の充実を図ります。 長時間保育がこどもの負担にならないよう配慮しながら、継続して実施します。

(3) 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童保育所)

【概要】

仕事等により保護者が家庭を留守にする児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、 その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】 単位:人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数	低学年	346	370	386	386	368
	高学年	80	88	94	115	116
	計	426	458	480	501	484
定員		500	500	500	500	500

【利用の見込みと確保方策】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用の見込み(A)	472	471	465	461	440
1年生	143	135	129	134	115
2年生	124	130	123	118	122
3年生	104	105	111	104	100
(低学年 計)	371	370	363	356	337
4年生	68	69	70	73	69
5年生	30	29	29	29	31
6年生	3	3	3	3	3
(高学年 計)	101	101	102	105	103
確保方策(B)	516	516	516	516	516
差引(B)-(A)	44	45	51	55	76

※利用の見込み:令和2年度から令和6年度までの事業実績に基づき、平均利用率を算出し、 各年度の各歳推計人口に乗じて算出。

学区別の見込みは令和6年度の入所実績の構成比を乗じて算出。

※確 保 方 策:東部、中部、北部は弾力化による令和6年度の受け入れ実績、西部、丹那は 入所定員数に基づき設定。

【 学区別の利用の見込みと確保方策 】

<東部> 単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用の見込み(A)	167	167	163	162	154
1年生	60	57	54	56	48
2年生	43	46	43	41	43
3年生	31	31	33	31	30
(低学年 計)	134	134	130	128	121
4年生	22	22	22	23	22
5年生	11	11	11	11	11
6年生	0	0	0	0	0
(高学年 計)	33	33	33	34	33
確保方策(B)	164	164	164	164	164
差引(B)-(A)	▲ 3	▲ 3	1	2	10

<中部> 単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用の見込み(A)	150	152	150	147	143
1年生	38	36	34	35	30
2年生	38	40	38	36	38
3年生	37	38	40	37	36
(低学年 計)	113	114	112	108	104
4年生	29	30	30	31	30
5年生	8	8	8	8	9
6年生	0	0	0	0	0
(高学年 計)	37	38	38	39	39
確保方策(B)	151	151	151	151	151
差引(B)-(A)	1	▲ 1	1	4	8

<西部> 単位:人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
禾	川用の見込み(A)	119	116	115	116	108
	1年生	36	33	32	34	29
	2年生	35	36	34	33	33
	3年生	27	27	28	27	25
	(低学年 計)	98	96	94	94	87
	4年生	13	13	14	15	13
	5年生	8	7	7	7	8
	6年生	0	0	0	0	0
	(高学年 計)	21	20	21	22	21
矷	望保方策(B)	150	150	150	150	150
君	刨(B)- (A)	31	34	35	34	42

<北部> 単位:人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
禾	J用の見込み(A)	21	21	22	21	20
	1年生	7	7	7	7	6
	2年生	5	5	5	5	5
	3年生	6	6	7	6	6
	(低学年 計)	18	18	19	18	17
	4年生	2	2	2	2	2
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
	(高学年 計)	3	3	3	3	3
矷	『保方策(B)	21	21	21	21	21
君	訠(B)-(A)	0	0	▲ 1	0	1

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
禾	川用の見込み(A)	15	15	15	15	15
	1年生	2	2	2	2	2
	2年生	3	3	3	3	3
	3年生	3	3	3	3	3
	(低学年 計)	8	8	8	8	8
	4年生	2	2	2	2	2
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	3	3	3	3	3
	(高学年 計)	7	7	7	7	7
矷	笙保方策(B)	30	30	30	30	30
君	刨(B)-(A)	15	15	15	15	15

【 今後の方向性 】

留守家庭児童保育所は、こどもたちが安心感やくつろぎを感じ、ありのままの自分で過ごすことができる居場所としての「生活」の場を大切にし、今後も事業を実施するとともに、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、受け入れ体制の確保に努めます。 放課後子ども教室については、事業の実施にあたって、教育委員会や学校と協議を行いながら、事業内容の充実を図ります。

(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

【概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった こどもについて、必要な保護を行う事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数				

[※]本事業は令和6年度より実施しているため、実績は未記載となっております。

【 利用の見込みと確保方策 】

単位:延べ日数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用の見込み(A)	25	24	23	21	20
確保方策(B)	25	25	25	25	25
差引(B)-(A)	0	1	2	4	5

※利用の見込み:令和7年度の利用見込みから、推定利用率を算出し、令和8年度以降の各年度の0~11歳推計人口に乗じて算出。

※確 保 方 策:児童養護施設や里親への委託による受け入れ可能数を設定

【 今後の方向性 】

本事業は、令和6年度から実施しており、引き続き事業の周知を図るとともに、適切な 提供体制の確保に努めます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

保健師が、生後120日までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、こどもの発育確認、 虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【現状】 単位:件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間訪問件数	228	206	196	163

【 利用の見込みと確保方策 】

単位:件

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用の)見込み	160	156	151	147	143
確保	実施体制	直営	直営	直営	直営	直営
方策	実施機関	町	町	町	町	町

[※]利用の見込み:各年度の0歳児推計人口を設定。

【今後の方向性】

少子化や核家族化により孤立したり、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てを していく保護者が、不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を 行うために全戸訪問に努めていきます。また、相談支援については、職員の相談技術のさ らなるスキルアップを図り、事業内容を充実させていきます。

(6)養育支援訪問事業

【概要】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援 を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる 環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【現状】 単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ派遣人数	36	33	29	41

【 利用の見込みと確保方策 】

単位:件

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用の	見込み	39	37	36	35	33
確保	実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
方策	実施機関	町	町	町	町	町

※利用の見込み:令和2年度から令和5年度のホームスタート事業の事業実績に基づき、各年度の利用率を算出し、その最大値である利用率を、各年度0歳から17歳の推計児童数に乗じて算出。

【 今後の方向性 】

養育に関する専門的な相談支援については、職員の研修参加等により、相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。また、支援を必要とする保護者の利用に結び付くよう、事業の周知を行っていきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての 相談を受け、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では、町と町民活動団体との協働事業・共同事業・委託事業・指定管理者によるものなど、様々な運営形態の子育てひろば事業等を実施しています。

【現状】 単位:延べ件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用件数	4, 216	3, 349	5, 651	4, 628

【 利用の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用の見込み	3, 962	3, 653	3, 400	3, 229	3, 084
確保方策	2ヵ所	2ヵ所	2ヵ所	2ヵ所	2ヵ所

単位:延べ件数

※利用の見込み:令和5年度の事業実績に基づき、利用率を算出し、各年度0歳から5歳の推 計児童数に乗じて算出。

※確保方策:事業を実施している施設数(函南さくら保育園、仁田マーガレット保育園) を事業量として設定。

【今後の方向性】

子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内容について啓 発し、利用しやすい運営に努めます。

子育てふれあい・地域交流センターでも一部事業を実施していきます。

(8) 一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【現状】 単位:延べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	26, 866	25, 697	22, 041	19, 226
保育所における 一時預かり	717	325	322	460

【利用の見込みと確保方策】

単位:延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用の見込み(A)	17, 201	15, 557	13, 995	13, 021	12, 251
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	16, 807	15, 194	13, 657	12, 700	11,944
保育所における 一時預かり	394	363	338	321	307
確保方策(B)	25, 920	25, 920	25, 920	25, 920	25, 920
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
保育所における 一時預かり	3, 920	3, 920	3, 920	3, 920	3, 920
差引(B)-(A)	8, 719	10, 363	11, 925	12, 899	13, 669

※利用の見込み:令和5年度の事業実績に基づき利用率を算出し、各年度0歳から5歳の推計 児童数に乗じて算出。

※確 保 方 策:実施幼稚園・認定こども園(春光幼稚園、丹那幼稚園、間宮幼稚園、みのり 幼稚園、自由ケ丘幼稚園、二葉こども園)及び実施保育園(仁田マーガレッ ト保育園、はなみずき保育園)の受入園児数×年間稼働日数で算出。

【今後の方向性】

幼稚園、認定こども園における一時預かり事業は、提供体制を確保していきます。

(9) 病児保育事業 (病児・病後児保育事業)

【概要】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 現状 】 単位:延べ利用人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用人数	690	1,092	1,317	1,686

【 利用の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用の見込み(A)	1, 518	1, 448	1, 369	1, 283	1, 218
確保方策(B)	2, 775	2, 775	2, 775	2, 775	2, 775
差引(B)-(A)	1, 257	1, 327	1, 406	1, 492	1,557

単位:延べ利用人数

※利用の見込み:令和5年度の事業実績に基づき利用率を算出し、各年度0歳から11歳の推計 児童数にかけ合わせ算出。

※確保方策:実施事業所(函南さくら保育園及び函南平出クリニック)の受入定員数×年間 稼働日数で算出。

【今後の方向性】

ニーズに適切に対応しつつ、引き続き事業関係者との連絡調整及び共通理解を図り、事業を促進します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】 単位:延べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
育児支援延べ人数	119	125	104	112

【 利用の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用の見込み(A)	99	94	89	83	79
確保方策(B)	200	200	200	200	200
差引(B)-(A)	101	106	111	117	121

単位:延べ人数

※利用の見込み:令和2年度から令和5年度の事業実績に基づき、平均利用率を算出し、各年度の推計児童数に乗じて算出。

※確 保 方 策:現状の提供体制で確保量が充足しているため、令和6年度における確保方策 を引継ぎ設定。

【 今後の方向性 】

依頼会員と援助会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実させ利用を促進する とともに、事業の周知に努めます。

(11) 妊婦健康診查事業

【概要】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡 率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届出の際に、母子健康手帳交付と併せて、正期産までの14回分と妊娠40週、41週分の計16回分の妊婦健康診査基本健診受診券、および超音波検査4回分の受診券を交付します。

単位:受診券交付数(延べ)

単位:受診券交付数(延べ)

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診券交付数 (延べ)	3, 226	2, 876	2,607	2, 503

【 利用の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
利用の	見込み	2, 240	2, 184	2, 114	2,058	2,002		
	実施場所			医療機関				
確保	実施体制		委託					
方策	検査項目	県内統一検査項目						
	実施時期	随時						

※利用の見込み:各年度の0歳児推計人口に妊婦健康診査実施回数14回を乗じて算出。

【今後の方向性】

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、 異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指します。

また、受診対象者全員が受診できるように、利用の見込みに対して体制を確保します。

(12) 産後ケア事業

【概要】

母子保健法の改正(令和元年)により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区 町村の努力義務となりました。

産後の心身の不調または育児支援を必要とする産後1年未満の養育者と乳児を対象に した宿泊型、通所型、アウトリーチ型の事業です。

- ・宿泊型・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- ・デイサービス型・・・個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- ・アウトリーチ型・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

【現状】 単位:延べ人数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	宿泊型	9	4	12	10
利用者 延べ	デイサービス型	1	6	1	2
延へ 人数	アウトリーチ型	24	10	9	39
	合計	34	20	22	51

【 利用の見込みと確保方策 】

単位:延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用の見込み(A)	35	34	33	32	31
確保方策(B)	35	34	33	32	31
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

※利用の見込み:令和2年度から令和5年度の事業実績に基づき、各年度の利用率及び平均利 用日数を算出し、それぞれの最大値を各年度の0歳児推計人口に乗じて算出。

※確 保 方 策:利用の見込みを確保方策として設定。

【今後の方向性】

母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。

(13) 妊婦等包括相談支援事業

【概要】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な 支援につなぐ伴走型の相談支援や経済的支援を一体として実施する事業です。

- ・伴走型相談支援(出産・育児等の見通しを立てるための面談等(①妊娠届出時、②妊 振8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間) やその後の継続的な情報 発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援)
- ・経済的支援(妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援)

【現状】

【現状】 単位: 1					
	令和4年度	令和5年度			
伴走型相談支援	59	503			
経済的支援	454	341			

[※]令和4年度の伴走型相談支援は2月1日以降の実施

【 利用の見込みと確保方策 】

令和7年度 令和8年度 令和11年度 令和9年度 令和10年度 利用の見込み(A) 480 468 453 441 429 確保方策(B) 480 468 453 441 429 0 0 0 0 差引(B)-(A) 0

単位:延べ人数

※利用の見込み:各年度の0歳児推計人口に、国が示す面談基本回数3回を乗じて算出。

※確 保 方 策:利用の見込みを確保方策として設定。

【 今後の方向性 】

利用者支援事業や乳児家庭全戸訪問事業の機会を活用し、情報提供や相談対応等を行う とともに必要な支援につなぎます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

本町では、類似事業として、未就学児のいる家庭に地域の子育て経験者であるホームビジターが訪問し、子育てにおける支援を母親と一緒に行うホームスタート事業を実施しています。

【 利用の見込みと確保方策 】

単位:延べ回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用の見込み(A)	264	230	240	245	204
確保方策(B)	275	275	275	275	275
差引(B)-(A)	11	45	35	30	71

※利用の見込み:令和2年度から令和5年度の類似事業実績から各年度の利用率及び平均利用 日数の推移を基に利用率及び平均利用日数を算出し、推計児童数に乗じて算 出。

※確保方策:令和2年度におけるホームスタート事業の延べ派遣回数275回を基準として設定。

【 今後の方向性 】

支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討を進め、利用しやすい環境づくり、広報の充実、利用満足度の維持向上に努めます。

(15) 児童育成支援拠点事業

【概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況を把握・分析し、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【今後の方向性】

現在、この事業は実施していませんが、今後、支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討を進めます。

(16) 親子関係形成支援事業

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 利用の見込みと確保方策 】

単位:世帯

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用の見込み(A)	8	8	8	8	8
確保方策(B)	8	8	8	8	8
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

※利用の見込み:令和7年度の事業実施見込みに基づいて設定。

※確 保 方 策:利用の見込みを確保方策として設定。

【今後の方向性】

親子の関係やこどもとの関わり方等を学ぶための講座や、同じ悩みや不安を抱える保護 者同士が、相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換を行うプログラムを提供します。

【 今後の方向性 】

令和7年度より新たに実施する予定で、今後、支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討を進めます。

(17) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

【概要】

親の就労状況にかかわらず、時間単位などでこどもを保育所に預けられるようにする制度です。

令和8年度からの給付制度化に向けて、必要受入時間数、必要定員数を算出しました。

【 確保方策 】 単位:時間・人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度			
〈ひと月当たり必要受入時間数〉								
0歳		116	112	109	106			
1歳		65	64	62	60			
2歳		61	59	57	56			
〈必要定員数〉								
0歳		1	1	1	1			
1歳		1	1	1	1			
2歳		1	1	1	1			

※確保方策: 0歳6か月から2歳児で保育所等に通っていないこどもを対象としていることを 踏まえ、ニーズ調査結果で3号認定ではない0~2歳の保護者のうち、保育を希 望する割合が、実際の事業のニーズと一致すると想定し、必要受入時間数及び必 要定員数を算出。

【今後の方向性】

令和8年度からの給付制度化に向けて、国の動向に注視しながら、受け入れ体制の整備 に努めます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園、保育所、認定こども園に在籍するこど もの保護者に対して教材費、行事費、副食材料費に相当する額を助成する事業です。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

- ・保護者の就労状況にかかわらず、こどもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置について、幼稚園や保育所のニーズ量や地域の実情に応じて、 事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討します。
 - また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続にむけた取り組みの推進、保幼小連携を実施します。
- ・小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくいなど、小学校生活にうまく適応できない(いわゆる小一プロブレム)こどもが増加する傾向にあるなか、幼児期の学校教育(幼稚園、保育所、認定こども園)と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、こどもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、こどもに対する体系的な教育を推進します。
- ・保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な 支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必 要な対応について検討を行います。
- ・保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の 動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等を活用していき ます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人 幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを 踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保 育施設等に対し必要な支援を推進します。



計画の推進と進行管理

1 町民や関係機関等との協働

本計画の基本理念である『こどもを見守り、未来を育てる~こどもの笑顔があふれ、子育ての喜びを実感できるまち「かんなみ」~』の実現に向けて、行政、家庭、事業所、地域社会がそれぞれの役割のもとに連携し、本計画を推進します。

町は、計画の内容を広く町民に知らせるとともに、家庭、学校、地域、企業と連携しながら、保育、地域の子育て支援、母子保健、学校・家庭教育等の支援をきめ細かく展開することが求められており、幅広い視点から総合的に施策を推進します。

家庭は、こどもの人格形成や基本的生活習慣の確立にとって重要な役割を持ちます。こどもの思いやりや自主性、責任感などを育むことができるよう、発達段階に応じた適切な家庭教育を行っていくことが大切です。また、家族が親密なふれあいをもち、こどもの意見を取り入れながら、相互に助け合える人間関係の形成に努めることが重要です。

事業所は、夫婦の共働きが増加する中で、従業員に対して積極的な子育て支援を提供する役割を持ちます。働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするなど、ゆとりある働き方が可能な就業環境や条件の整備を進めることが重要です。

地域社会は、地域に住むすべての人が健全な生活を営み、充実した日々を過ごすための 大切な場です。地域にとって、こどもは次代を担うかけがえのない「宝」であり、こども の成長や若者の交流を見守り、育んでいくことが重要になります。

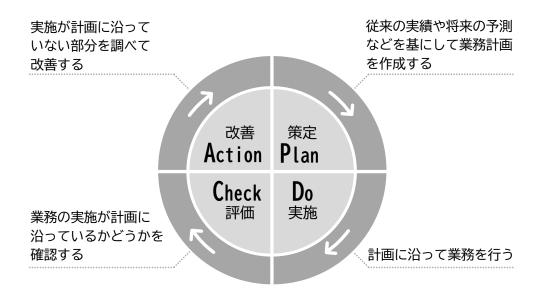
すべてのこどもが地域の人々との交流を通して健全に成長できるよう、近隣同士のつながりを深めることが大切です。

2 計画の進行管理及び評価方法

計画に基づく取り組みの実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画の計画的かつ円滑な推進を図ります。

なお、本計画における取り組みや利用の見込み等は、社会情勢や国の今後の施策の展開 状況のほか、町における教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向を総合的に 勘案したうえで、計画の中間年を目安として見直しを行う場合があります。

PDCAサイクルのイメージ





1 近年の子ども・子育て支援の制度改正

ア 改正児童福祉法(R4.6)【R5.4一部施行、R6.4施行】

- ・子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 (こども家庭センターの設置等)
- ・一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援 の質の向上
- ・社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
- ・児童の意見聴取等の仕組みの整備
- ・一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- ・子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上
- ・児童をわいせつ行為から守る環境整備等

イ こども大綱(R5.12)

・「こどもまんなか社会」〜全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活 を送ることができる社会〜の実現

こども施策に関する基本的な方針

- ・こども・若者を権利の保障等、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神 にのっとり、6本の柱を基本的な方針として提示
 - ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保 障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
 - ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、とも に進めていく
 - ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
 - ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
 - ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として 若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あい ろ)の打破に取り組む
 - ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を 重視する

こども施策に関する重要事項

- ・ライフステージ別の重要事項、子育て当事者への支援に関する重要事項を位置づけ
- 1 ライフステージを通した重要事項
 - ○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
 - ○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- ○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ○こどもの貧困対策
- ○障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
- 2 ライフステージ別の重要事項
 - ○こどもの誕生前から幼児期まで、○学童期・思春期、○青年期
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項
 - ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減、○地域子育て支援、家庭教育支援
 - ○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
 - ○ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

- ・こども・若者の社会参画・意見反映
- ・こども施策の共通の基盤となる取組

こども大綱における目標・指標

・こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事 者の視点に立った数値目標が提示

ウ こどもの居場所づくりに関する指針(R5.12)

こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点

- ・ふやす ~多様なこどもの居場所がつくられる~
- ・つなぐ ~こどもが居場所につながる~
- ・みがく ~こどもにとって、より良い居場所となる~
- ・ふりかえる ~こどもの居場所づくりを検証する~

地方公共団体や国の役割

・民間団体・機関や地域、学校や企業と連携し、量・質両面からこどもの居場所づくりを 計画的に推進

エ 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(R5.12)

全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの 100 か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

- 1 こどもの権利と尊厳を守る
- 2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
- 3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- 4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- 5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

2 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

令和4年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、市町村におけるこども家庭センターの設置の努力義務化や子育て家庭への支援の充実、児童発達支援センターの役割・機能の強化等が規定されました。

また、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業が創設され、これら2事業及び、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。これらの改正を踏まえ、関係する基本指針の規定が改正され、その他所要の規定の整備が行われました。

① 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加

基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業 計画において、家庭支援事業の量の見込み(事業需要量)を規定する際には、利用勧奨・ 措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。

② こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域 子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。

③ こどもの権利擁護に関する事項の追加

都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切 に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた 必要な環境の整備を行うことについて規定。

④ 好婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

子ども・子育て支援法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に 位置づけられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定を行う とともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み(事業需要量)を設定 する際の参酌基準を設定。

⑤ 児童発達支援センター等に関する事項等の追加

子ども・子育て支援法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確にしたことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備することに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)を推進すること等を規定。

⑥ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加

改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、 基本指針に位置づけ等を行う。

⑦ 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

都道府県子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、改正法により規定した経 営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置づけ等を行う。

⑧ 産後ケアに関する事業の追加

地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

3 函南町子ども・子育て会議条例

○函南町子ども・子育て会議条例

平成26年6月27日条例第13号

改正

平成27年3月3日条例第1号 令和5年3月14日条例第14号

函南町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、函 南町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 子ども・子育て会議は、15人以内の委員で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 子どもの保護者
 - (3) 事業主を代表する者
 - (4) 労働者を代表する者
 - (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (6) 町民の代表者
 - (7) 関係行政機関の職員

(仟期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により これを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。
- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のとき は、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明及び 意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、厚生部子育て支援課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が 別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月3日条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月14日条例第14号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

4 令和6年度 函南町子ども・子育て会議委員名簿

	該当 項目	所属	役職等	氏名	委嘱期間
1	— ── 者	函南町議会	文教厚生委員長	鈴木 晴範	令和6年2月7日から 令和8年2月6日まで
2		民生委員・児 童委員協議会	民生委員・児童 委員協議会会長	山田 信昭	令和6年2月7日から 令和8年2月6日まで
3		函南町小・中 学校校長会	函南小学校校長	藤原 啓	令和6年11月1日から 令和8年2月6日まで
4	子どもの保護者	幼稚園保護者 代表	函南町立 二葉こども園 PTA会長	加茂(健司	令和6年11月1日から 令和8年2月6日まで
5		保育園保護者 代表	函南町立 西部保育園 父母会会長	 村瀬 友紀恵 	令和6年11月1日から 令和8年2月6日まで
6		PTA代表	函南町PTA連絡 協議会会長 (函小)	山本 哲也	令和6年11月1日から 令和8年2月6日まで
7	すを事 る代業 者表主	函南町商工会	函南町商工会 会長	仁科和晴	令和6年11月1日から 令和8年2月6日まで
8	すを労 る代働 者表者	静岡教職員組 合田方支部	静岡教職員組合 田方支部支部長	三枝 文和	令和6年2月7日から 令和8年2月6日まで
9	支援	幼稚園長代表	函南町立自由ヶ丘 幼稚園長	遠藤 弘美	令和6年11月1日から 令和8年2月6日まで
10	支援事業に従事	保育園長代表	ひまわり保育園 園長	渡邉 栄子	令和6年2月7日から 令和8年2月6日まで
11	事 す る者	子育て支援団 体	特定非営利活動法 人かんなみ子育て ネットワーク・ ぴあ理事長	長谷川 園枝	令和6年2月7日から 令和8年2月6日まで
12	 一 民	公募		鈴木 薫	令和6年2月7日から 令和8年2月6日まで
13		公募		畠山 浩太郎	令和6年2月7日から 令和8年2月6日まで
14	14 機関の職員	函南町	副町長	佐野 章夫	令和6年2月7日から 令和8年2月6日まで
15		函南町	教育長	久保田 浩子	令和6年2月7日から 令和8年2月6日まで

5 「こども」表記の推奨について(令和4年9月事務連絡)

事 務 連 絡 令和4年9月15日

各府省庁ご担当 各位

内閣官房副長官補付 こども家庭庁設立準備室

「こども」表記の推奨について(依頼)

本年6月に「こども家庭庁設置法(令和4年法律第75号)」及び「こども基本法(令和4年法律第77号)」が成立・公布され、「こども家庭庁」の来年4月の創設が決まるとともに、こども施策の基本理念が定まりました。

当室では、こども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」の使用を推奨しており、各府省庁からの文書協議に際しても、「子供」や「子ども」を「こども」とする意見を出させていただいているところです。

行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第 2条第2項に規定するものをいう。)及び法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開 に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第2項に規定するものをいう。)における 「こども」表記について、今般、当室において別添のとおり、その判断基準を整理しまし た。今後は、こども基本法の基本理念を踏まえ、別添の判断基準を参考に、「こども」表記 の使用について適切にご判断いただきますようお願いします。

【連絡先】

内閣官房副長官補付 こども家庭庁設立準備室 総括班 岩﨑、笹目、鈴木

電 話:(03)6550-9271

E-mail: rintaro.iwasaki.n5b@cas.go.jp katsuhiko.sasame.b7z@cas.go.jp yuka.suzuki.e3w@cas.go.jp

「こども」表記の判断基準について

こども基本法(令和4年法律第77号)において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義している。

同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等 しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、 「こども」表記をしている。

これを踏まえ、下記の判断基準により、行政文書においても「こども」表記を活用していく。

記

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合

例:公職選挙法における「子供」

子ども・子育て支援法における「子ども」

② 固有名詞を用いる場合

例: 既存の予算事業名や組織名

③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

例: 子供期・現役期・高齢期のライフサイクル

(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画~人・技術・スタートアップへの投資の実現~」(令和4年6月7日閣議決定))

6 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

特定のサービスや支援を必要としている人々に対して、積極的にアプローチする活動のことです。たとえば、医療、福祉、教育などの分野で、支援が必要な人々に手を差し伸べ、彼らが利用できるリソースやサービスを提供する活動を指します。

医療的ケア

障がいや病気のために日常的に医療行為を必要とする人々に対するケアです。具体的には、人工呼吸器の管理、吸引、経管栄養などの医療処置が含まれ、特に医療的支援が必要な子どもや高齢者に行われます。

インクルージョン

すべての人々が社会に参加し、差別や排除されることなく共存できる状態や取り組みを指します。障がいや性別、年齢、民族などの違いに関わらず、平等に扱われ、社会の一員として受け入れられることを目指しています。

【さ行】

自己肯定感

自分の存在や行動を肯定的に評価する感覚のことです。「自分は価値のある存在だ」「自分はこれで良い」と感じられることが、精神的な安定や幸福感に繋がります。自己肯定感が低いと、自信喪失や精神的な問題に繋がることもあります。

自己有用感

自分が周囲や社会に対して役立っている、必要とされているという感覚のことです。例えば、「地域・家族のために貢献している」「社会の一員として有意義な活動をしている」と感じることで得られる満足感です。これが高いと、自己評価が向上し、モチベーションが高まります。

【た行】

男女共同参画

男女が平等に社会に参加し、役割や機会を公平に分かち合うことを目指す取り組みや考え方です。性別に関わらず、同じ機会や権利が与えられることを推進する政策や活動が行われています。

特別支援教育

障がいや特別な支援が必要な子どもたちに対して行われる教育です。個々の子どものニーズに合わせたカリキュラムや環境を提供し、学習や社会生活での自立を支援します。

【や行】

ヤングケアラー

親や兄弟、祖父母など、家族の世話を行っている18歳未満の子どものことです。家事や介護、精神的なサポートを行うことが含まれますが、これが過度になると学業や社会生活に悪影響を及ぼすことがあります。

養育費

離婚や別居した親が子どもを養育するために負担する金銭的な支援を指します。養育費は、子どもの教育費や生活費に使われ、親の経済的な負担を分担するための重要な制度です。

要保護児童対策地域協議会

児童虐待や育児放棄などから子どもを守るために、地域の関係機関が連携して対策を講じるための協議会です。地域の警察、学校、福祉機関などが協力し、子どもの安全と福祉を確保します。

【ら行】

ライフステージ

人生を段階ごとに区分する概念で、個人の成長や発展を反映します。幼児期、学童期、 思春期、青年期、成人期、老年期など、各ステージごとに直面する課題や役割が異なり、 それぞれの段階で異なる支援や教育が必要とされます。

療育

発達障がいや障がいを持つ子どもたちに対して、個々の特性に応じた治療と教育を組み合わせた支援を行うことです。療育は、子どもの発達を促進し、自立を目指すための重要な手段であり、言語訓練や社会的スキルのトレーニング、運動療法などが含まれます。

【英数字】

ICT

第3期函南町子ども・子育て支援事業計画

発行:函南町

編集: 厚生部 子育て支援課 〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井 717番地の 13 TEL: 055-979-8128 FAX: 055-979-8171 発行年月: 令和7年3月